

令和 6 年（2024 年）第 3 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 6 年（2024 年）3 月 26 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和6年（2024年）第3回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

案 件 名		
日程 1	報告第60号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について（令和6年2月28日実施分）
日程 2	報告第64号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月15日実施分）
日程 3	報告第65号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月26日実施分）
日程 4	報告第61号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて
日程 5	報告第62号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について
日程 6	報告第63号	臨時代理事項の報告について (1) 令和6年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について
日程 7	報告第71号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）選定について（答申）
日程 8	報告第72号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について
日程 9	報告第73号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 教育支援センターへの改称に伴う要綱の改正について

日程 10	報告第74号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 不登校支援ガイドの改訂について
日程 11	報告第77号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 次年度のPBLの取組について
日程 12	報告第78号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和4・5年度 授業の達人養成講座 授業マイスターの認定について
日程 13	議案第29号	教育長の辞職に同意することについて
日程 14	報告第66号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和5年4月25日報告分①）
日程 15	報告第67号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和5年4月25日報告分②）
日程 16	報告第68号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和5年6月30日報告分）
日程 17	報告第69号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和5年7月28日報告分）
日程 18	報告第70号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について（令和6年1月26日報告分）
日程 19	報告第75号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①
日程 20	報告第76号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②

日程 21	教育長報告
----------	-------

○開催日時 令和6年（2024年）3月26日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第60号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第24号 教育委員会表彰の実施について（令和6年2月28日実施分）

臨時代理第24号

教育委員会表彰の実施について（令和6年2月28日実施分）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）2月22日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

教育委員会表彰対象者（令和 6 年 2 月 28 日）

No.	所 属	氏 名	表彰事由	
1	桜丘中学校3年	中島 夢々実	第3条第3号	ジュニアオリンピックカップ第37回全国都道府県対抗中学バレーボール大会 優勝
2	中宮中学校3年	吉田 和奏	第3条第3号	太陽生命カップ2023第14回全国中学生ラグビーフットボール大会 都道府県代表女子の部 優勝
3	中宮中学校3年	延與 智裕	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子 A ブロック優勝
4	中宮中学校3年	善住 竜輝	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子 A ブロック優勝
5	中宮中学校3年	赤穂 晃太郎	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子 A ブロック優勝
6	中宮中学校3年	阪井 誠士朗	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子 A ブロック優勝
7	中宮中学校3年	堀 颯来	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子 A ブロック優勝
8	中宮中学校3年	昇 開晴	第3条第3号	第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会 男子 A ブロック優勝

報告第64号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第28号 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月15日実施分）

臨時代理第28号

教育委員会表彰の実施について（令和6年3月15日実施分）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月12日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

教育委員会表彰対象校（令和 6 年 3 月15日）

No.	学校名	表彰事由	
1	関西創価小学校	第 4 条第 2 号	第67回全国書きぞめ作品展覧会 団体部門全国優勝

報告第65号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第29号 教育委員会表彰の実施について（令和6年3月26日実施分）

臨時代理第29号

教育委員会表彰の実施について（令和6年3月26日実施分）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月19日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

教育委員会表彰対象者（令和 6 年 3 月26日）

No.	所 属	氏 名	表彰事由	
1	放課後子ども課	中元 信子	第 2 条第 1 号	人命救助

報告第61号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第25号 教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて

臨時代理第25号

教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)3月1日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

令 和 6 年 3 月 4 日

枚方市長

伏見 隆 様

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋



地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく
事務局の組織の新設についての協議について

標題の件について、下記のとおり協議を申し入れます。

記

1. 新設する組織

- (1) 総合教育部に新しい学校推進課を設置する。
- (2) 学校教育部に児童生徒課及び支援教育課を設置する。

2. 施行時期

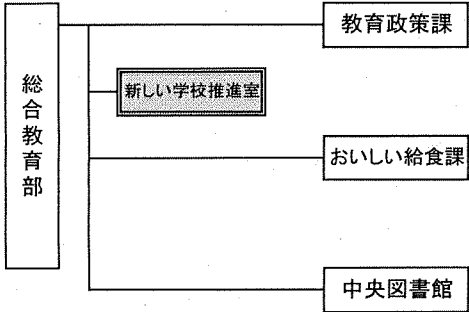
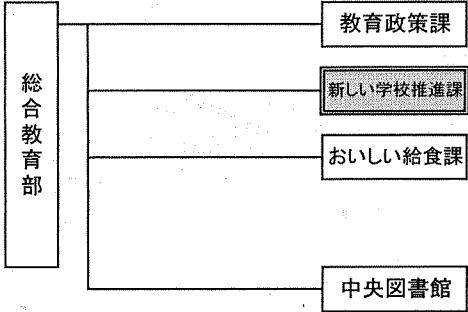
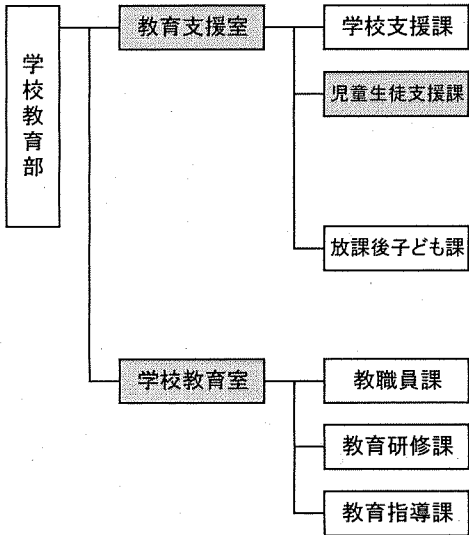
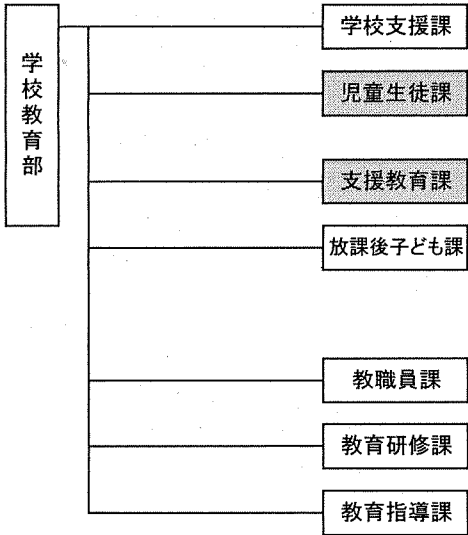
令和6年4月1日

3. 参考資料

「令和6年度 教育委員会機構改革（案）」のとおり

以上

令和6年度 教育委員会機構改革(案)

令和5年度	令和6年度(案)	備考
		室組織を課組織に改編
		室組織を廃止 児童生徒支援課の所管業務を再編し、新たに2課を設置。 児童生徒課…教育相談、いじめ対策、不登校対策 支援教育課…支援教育、安全指導 室組織を廃止
2部 3室 9課	2部 11課	

 二重で囲んだ四角は、臨時組織を指しています。



総 人 第 416 号
令和 6 年(2024年) 3 月 19 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋 様

枚方市長 伏 見



地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく
事務局の組織の新設に関する協議について

令和 6 年(2024年) 3 月 4 日付け教総政第1636号をもって協議のあった件について、下記のとおり同意します。

記

1. 新設する組織

- (1) 総合教育部に新しい学校推進課を設置する。
- (2) 学校教育部に児童生徒課及び支援教育課を設置する。

2. 施行時期

令和 6 年 4 月 1 日

以上

報告第62号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第26号 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）
の意思決定について

臨時代理第26号

議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月4日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

- (1) 取得物件 枚方市立小学校使用教科書及び指導書
合計 教科書 8, 5 6 0 冊
 デジタル教科書 1 0 0 ライセンス
 指導書 6, 0 1 5 冊
内訳
 (その1) 教科書 5, 2 7 5 冊 指導書 3, 7 5 6 冊
 (その2) 教科書 2, 1 1 3 冊 指導書 1, 5 2 9 冊
 デジタル教科書 1 0 0 ライセンス
 (その3) 教科書 1, 1 7 2 冊 指導書 7 3 0 冊
- (2) 契 約 先 (その1) 枚方市岡本町 6 番 1 - 1 0 3 号
 株式会社 野村呼文堂
 代表取締役 野村 宜孝
 (その2) 枚方市星丘 2 丁目 3 番 2 5 号
 アイアイ書店
 周防 太嘉子
 (その3) 交野市倉治 6 丁目 1 0 番 1 8 号
 岡澤商店
 加地 順子

- (3) 取得金額 金 1 0 8, 7 8 0, 0 1 8 円
 内訳 (その1) 金 6 4, 6 9 3, 4 2 7 円
 (その2) 金 3 2, 2 9 6, 3 8 5 円
 (その3) 金 1 1, 7 9 0, 2 0 6 円
- (4) 用 途 枚方市立小学校における授業実施及び教材研究等に使用
- (5) 目 的 学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため。
- (6) 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項
 を記載した契約による。

枚方市立小学校教員の教科書及び指導書購入（その１）

施設別取得物件一覧

施 設 名	取 得 物 件	数 量
蹉跎小学校	教科書	151冊
	指導書等一式	125冊
香里小学校	教科書	240冊
	指導書等一式	160冊
開成小学校	教科書	165冊
	指導書等一式	129冊
五常小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	141冊
春日小学校	教科書	180冊
	指導書等一式	136冊
山田小学校	教科書	103冊
	指導書等一式	106冊
明倫小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
殿一小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
樟葉小学校	教科書	233冊
	指導書等一式	157冊
山之上小学校	教科書	216冊
	指導書等一式	150冊
交北小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
香陽小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
招提小学校	教科書	151冊
	指導書等一式	125冊
小倉小学校	教科書	159冊
	指導書等一式	129冊
樟葉南小学校	教科書	160冊
	指導書等一式	128冊
磯島小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
蹉跎西小学校	教科書	172冊
	指導書等一式	132冊
樟葉西小学校	教科書	155冊
	指導書等一式	126冊

施 設 名	取 得 物 件	数 量
西牧野小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
蹉跎東小学校	教科書	151冊
	指導書等一式	125冊
樟葉北小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
船橋小学校	教科書	180冊
	指導書等一式	136冊
山田東小学校	教科書	103冊
	指導書等一式	106冊
平野小学校	教科書	203冊
	指導書等一式	145冊
長尾小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
東香里小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
伊加賀小学校	教科書	184冊
	指導書等一式	137冊
禁野小学校	教科書	209冊
	指導書等一式	203冊
第一中学校	教科書	48冊
第二中学校	教科書	48冊
第三中学校	教科書	48冊
第四中学校	教科書	48冊
枚方中学校	教科書	48冊
招提中学校	教科書	48冊
楠葉中学校	教科書	48冊
楠葉西中学校	教科書	48冊
山田中学校	教科書	48冊
渚西中学校	教科書	48冊
蹉跎中学校	教科書	48冊
招提北中学校	教科書	48冊
教育委員会事務局	教科書	96冊
	指導書等一式	62冊
総計	教科書	5,275冊
	指導書等一式	3,756冊

枚方市立小学校教員の教科書及び指導書購入（その２）

施設別取得物件一覧

施 設 名	取 得 物 件	数 量
枚方小学校	教科書	228冊
	指導書等一式	155冊
枚二小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	141冊
桜丘小学校	教科書	187冊
	指導書等一式	139冊
殿二小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	141冊
牧野小学校	教科書	203冊
	指導書等一式	145冊
中宮小学校	教科書	177冊
	指導書等一式	134冊
田口山小学校	教科書	155冊
	指導書等一式	126冊
川越小学校	教科書	96冊
	指導書等一式	103冊
桜丘北小学校	教科書	192冊
	指導書等一式	197冊
藤阪小学校	教科書	155冊
	指導書等一式	126冊
西長尾小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
中宮中学校	教科書	48冊
東香里中学校	教科書	48冊
桜丘中学校	教科書	48冊
長尾西中学校	教科書	48冊
枚方市立４４小学校	デジタル教科書	88ライセンス
教育委員会事務局	デジタル教科書	12ライセンス
総計	教科書	2,113冊
	指導書等一式	1,529冊
	デジタル教科書	100ライセンス

枚方市立小学校教員の教科書及び指導書購入（その３）

施設別取得物件一覧

施 設 名	取 得 物 件	数 量
津田小学校	教科書	177冊
	指導書等一式	134冊
菅原小学校	教科書	187冊
	指導書等一式	139冊
氷室小学校	教科書	144冊
	指導書等一式	122冊
津田南小学校	教科書	233冊
	指導書等一式	157冊
菅原東小学校	教科書	287冊
	指導書等一式	178冊
津田中学校	教科書	48冊
長尾中学校	教科書	48冊
杉中学校	教科書	48冊
総計	教科書	1, 172冊
	指導書等一式	730冊

報告第63号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第27号 令和6年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置
規則の制定について

臨時代理第27号

令和6年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）3月11日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 1 号

令和 6 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和63年枚方市教育委員会規則第13号）別表の規定にかかわらず、令和 6 年度に限り、次の表の左欄に掲げる幼稚園の 3 歳児の定員は、それぞれ同表の右欄に定める人数とする。

枚方市立香里幼稚園	32人
-----------	-----

附 則 [令和6年3月11日公布]

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

報告第71号

委員会の会議に付した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第1号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）選定について（答申）

2. 内容

（１）令和５年（２０２３年）１０月３０日開催の教育委員会で可決された、総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）選定の諮問について、総合型放課後事業委託事業者選定審査会から令和６年（２０２４年）１月２９日付けで、答申を受けた。

（２）答申書

次ページのとおり



令和6年1月 29 日

枚方市教育委員会

総合型放課後事業委託事業者選定審査会

会 長

本 多 重 夫

総合型放課後事業委託契約予定事業者選定の答申について

本審査会に対して諮問のあった総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

なお、枚方市教育委員会においては、答申を十分に尊重し手続を取られるよう要請する。

記

委託契約予定事業者となる団体

所在地 大阪府大阪市都島区東野田町 1 丁目5-26

団体名 生活協同組合おおさかパルコープ

総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供業務）の選定結果について

総合型放課後事業の委託契約予定事業者（おやつ提供業務）の選定について、総合型放課後事業委託事業者選定審査会に諮り、慎重な調査・審議を経て、下記のとおり、おやつ提供業務委託契約予定事業者を選定しました。

なお、契約期間は令和6年4月1日から4年間。委託契約予定事業者は、直営の留守家庭児童会室利用児童へのおやつ提供業務を実施するものです。

1. 総合型放課後事業委託事業者選定審査会（委員名は五十音順）

会 長	本多 重夫	弁護士
副会長	大森 布実子	税理士
委 員	後閑 容子	
委 員	坂口 孝司	
委 員	富岡 量秀	

2. 委託契約予定事業者となる団体

所在地 大阪府大阪市都島区東野田町1丁目5-26
 団体名 生活協同組合おおさかパルコープ

3. 契約期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日（4年間）

4. 応募状況

【1社】

所在地 大阪府大阪市都島区東野田町1丁目5-26
 団体名 生活協同組合おおさかパルコープ

5. 選定の経過

令和5年11月22日	総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問 第1回審査会開催 募集要項、仕様書の確認、選定基準について審議
令和6年1月29日	第2回審査会開催 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施 総合型放課後事業委託事業者選定審査会からの答申

6. 選定の概要について

総合型放課後事業のおやつ提供業務委託契約予定事業者を選定するため「総合型放課後事業委託事業者選定審査会」に諮問しました。

募集要項等について、同選定審査会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和5年11月28日から公募を開始し、12月7日から12月20日までの間、申請受付を行いました。申請団体は1団体でした。

【選定審査会での審査の概要】

同選定審査会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項や仕様書に掲げた条件を満たしているか、事業計画書に記載されている各提案内容について、プレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、評価基準にもとづいた内容の審査を行いました。

その結果、「生活協同組合おおさかパルコープ」を委託契約予定事業者として選定する旨の答申が提出されました。

（評価方法）

評価については、事業者から提出のあった業務提案書の内容を点数化し、提案評価点（満点450点）と価格評価点（満点50点）の合計点（満点500点）により評価を行いました。

7. 総合型放課後事業委託契約予定事業者の決定について

選定審査会の答申に基づき、令和6年1月31日に2に掲げる団体を委託契約予定事業者に決定しました。今後、必要な手続きを行い、令和6年3月末を目途に委託契約を締結する予定です。

8. 参考（委託料の額）

1億8千万円（年間4千5百万円）

1ヶ月 1人あたり1,500円を上限とする（契約単価）

採点集計表

応募事業者名称	生活協同組合おおさかパルコープ
---------	-----------------

評価の項目	評価の視点		配点 ウェイト	合計点
1. 業務実績	1	同種業務の実績は十分あるか。	2	44
2. 献立の構成力等	2	1人1か月1,500円（税込）の範囲内で、小学生のおやつとしてふさわしい、栄養面や活力面に配慮した献立が作成できているか。	2	38
	3	季節感が感じられるおやつ、誕生会等、イベント用のおやつが提供できるか。 （例：誕生会のケーキや節分の日の豆など）	1	20
	4	おやつ提供にあたり、児童や職員等の意見や要望を適宜反映するなどニーズに即した柔軟な対応が可能か。	1	17
	5	使用アレルギー（28品目）の有無、商品説明がわかりやすく示されているか。	1	19
	6	誕生日ケーキの配送や、ケーキが食べられない場合の配慮等が提案されているか。	1	18
3. 管理運営体制	7	商品管理、原材料や消費・賞味期限等の管理は十分に行われているか。	1	19
	8	量や質（栄養面や活力面）を考慮した児童に相応しい品目を確保し、安定した納品が可能か。	1	20
	9	納品されたおやつが管理しやすいよう、提供方法や保管方法について、工夫されているか。	1	14
	10	おやつ配送ルートについて、適切に配送できる提案となっているか。	1	17
	11	緊急時の連絡方法や対応について、提案がされているか。	1	21
	12	苦情処理等の対応について、提案がされているか。	1	21
4. 業務従事者の配置等	13	統括責任者のほか事業従事者の配置計画が示されているか。	1	17
	14	事業従事者への研修について示されているか。	1	14
5. その他提案	15	仕様書に記載はないが、本事業をより良くするための魅力ある提案が含まれているか。	2	32
提案評価点	※委員名は、役職順かつ50音順 ※各委員が記入した評価点1～5点に、配点ウェイトをかけた数字の合計が最大450点			331
価格評価点	※提案額の最も低い額を提案した団体の得点を100点（満点）とし、その他の団体には最低価格を基準としてそこからどの程度高くなっているかにより減点し、順位付け（得点化）を行い、得点額の5割を配分			50
			合計点	381

評価コメント

おやつについては、必要な数量のおやつを配布するだけでなく、質にも留意して、健康面、栄養面が満たされた上で、さらに児童1人1人に喜んでもらえるおやつを提供を目指していただきたい。
また、改善に取り組むにあたっては、児童の意見を的確かつ逐次収集し、その意見を迅速に反映すること。

報告第72号

委員会の会議に付した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第1号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について

2. 内容

別紙1 「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」の
とおり

報告第73号

委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

教育支援センターへの改称に伴う要綱の改正について

2. 内容

次ページのとおり

(目的)

第1条 枚方市教育支援センター事業(以下「センター事業」という。)は、何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因若しくは背景により、登校せず、又は登校しなくなるおそれがある小学校の児童及び中学校の生徒(以下「不登校児童・生徒」という。)並びにその保護者に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行うことにより、その社会的自立に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 センター事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童・生徒及びその保護者に対する教育相談に関する事業
- (2) 不登校児童・生徒に対する学習援助に関する事業
- (3) 不登校児童・生徒が行う集団活動に関する事業
- (4) 前3号に掲げる事業を情報通信技術を活用して行う事業

(事業の実施場所)

第3条 センター事業は、教育文化センターにおいて行う。

(対象者)

第4条 センター事業の対象者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する不登校児童・生徒及びその保護者とする。

- 2 対象者以外の小学校の児童又は中学校の生徒で、センター事業を利用する必要があると認められる特別の事情がある者。

(事業の日時)

第5条 センター事業は、次に掲げる日には行わない。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和33年枚方市教育委員会規則第1号)第2条第2号イからハまでに規定する日(前2号に掲げる日を除く。)
- 2 センター事業は、午前10時から午後3時までの間に行うものとする。

(利用の申出)

第6条 対象者である保護者は、センター事業を利用しようとするときは、児童生徒課長にその旨を申し出るものとする。

- 2 前項の申出があったときは、児童生徒課長は、当該不登校児童・生徒の在籍校と協議の上、センター事業の利用の可否を決定する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 枚方市適応指導教室設置要綱（平成 26 年枚方市教育委員会要綱第 5 号）は、廃止する。

枚方市適応指導教室設置要綱及び枚方市教育支援センター事業実施要綱の新旧対照表

新	旧
枚方市 <u>教育支援センター事業実施要綱</u>	枚方市適応指導教室設置要綱
<u>(目的)</u> 第1条 <u>枚方市教育支援センター事業（以下「センター事業」という。）は、何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因若しくは背景により、登校せず、又は登校しなくなるおそれがある小学校の児童及び中学校の生徒（以下「不登校児童・生徒」という。）並びにその保護者に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行うことにより、その社会的自立に資することを目的とする。</u>	(設置) 第1条 心因的な理由等により家庭以外に自己の居場所を見出せないため不登校の状態にある児童及び生徒（以下「不登校児等」という。）に家庭と学校との中間的な場を提供し、もって当該不登校児童等の自立への援助及び指導を行うため、枚方市立教育文化センター（以下「センター」という。）に枚方市適応指導教室（以下「教室」という。）を置く。
<u>(事業の内容)</u> 第2条 <u>センター事業として、次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>不登校児童・生徒及びその保護者に対する教育相談に関する事業</u> (2) <u>不登校児童・生徒に対する学習援助に関する事業</u> (3) <u>不登校児童・生徒が行う集団活動に関する事業</u> (4) <u>前3号に掲げる事業を情報通信技術を活用して行う事業</u>	(事業) 第2条 教室は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 不登校児等に対する教育相談に関すること。 (2) 不登校児等に対する学習援助に関すること。 (3) 不登校児等が行う集団活動に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、不登校児等に対する自立への援助及び指導に関すること。
<u>(事業の実施場所)</u> 第3条 <u>センター事業は、教育文化センターにおいて行う。</u>	(利用対象者) 第3条 教室を利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、教室の利用を希望する不登校児等のうち、次に掲げる要件を備えた者とする。 (1) 不登校児等の保護者が教室の利用を希望していること。 (2) 不登校児等が在籍する小学校又は中学校の校長から教室の利用についての申出があること。

<u>(対象者)</u> 第4条 <u>センター事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する不登校児童・生徒及びその保護者とする。</u> <u>2 対象者以外の小学校の児童又は中学校の生徒で、センター事業を利用する必要があると認められる特別の事情がある者は対象者とする。</u>	(開室時間) 第4条 教室の開室時間は、午前10時から午後3時までとする。
<u>(事業の日時)</u> 第5条 <u>センター事業は、次に掲げる日には行わない。</u> (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年枚方市教育委員会規則第1号）第2条第2号イからハまでに規定する日（前2号に掲げる日を除く。） <u>2 センター事業は、午前10時から午後3時までの間に行うものとする。</u>	(休室日) 第5条 教室の休室日は、次に掲げるとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年枚方市教育委員会規則第1号）第2条第2号イからハまでに規定する日
(利用の申出) 第6条 <u>対象者である保護者は、センター事業を利用しようとするときは、児童生徒課長にその旨を申し出るものとする。</u> 2 前項の申出があったときは、<u>児童生徒課長は、当該不登校児童・生徒の在籍校と協議の上、センター事業の利用の可否を決定する。</u>	(利用の申出) 第6条 利用対象者の保護者は、教室を利用しようとするときは、教育委員会にその旨を申し出るものとする。 2 前項の申出があったときは、教育委員会において、その適否を検討し、教室の利用を決定する。
削除	(職員の配置) 第7条 利用対象者に対する自立への援助及び指導を適正に行うため、教室に必要な職員を置く。
<u>第7条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育長が定める。</u>	第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附 則 1 この要綱は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。 2 枚方市適応指導教室設置要綱（平成<u>26</u>年枚方	附 則 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 2 枚方市適応指導教室設置要綱（平成20年枚方

市教育委員会要綱第5号) は、廃止する。

市教育委員会要綱第 10 号) は、廃止する。

報告第74号

委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

不登校支援ガイドの改訂について

2. 内容

次ページのとおり



枚方市

子どもの居場所サポートガイド ～不登校支援ガイド～



子どもたちの悩みはさまざまです。
そんな、子どもたちや保護者の皆さんをサポートしていきます。



枚方市教育委員会
児童生徒課

☎ 050-7105-8048

📠 072-851-9335



1.「不登校」とは、どのような状態をいうのですか？

不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため**年間30日以上**欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとされています。

【参考】文部科学省「生徒指導提要」 令和4年12月

2. 枚方市の不登校児童・生徒数の現状は？

表1. 枚方市の不登校児童・生徒数の推移

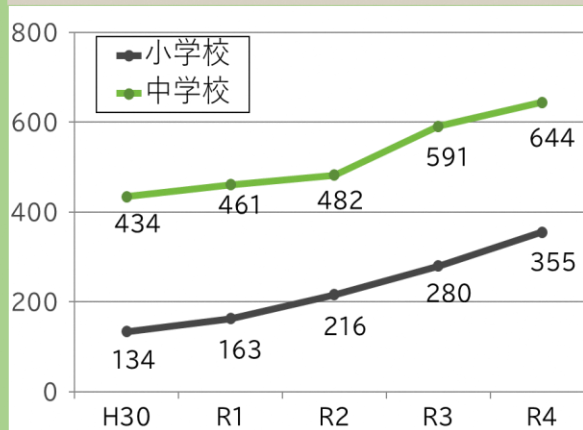


表2. R4年度 不登校者数【学年別】

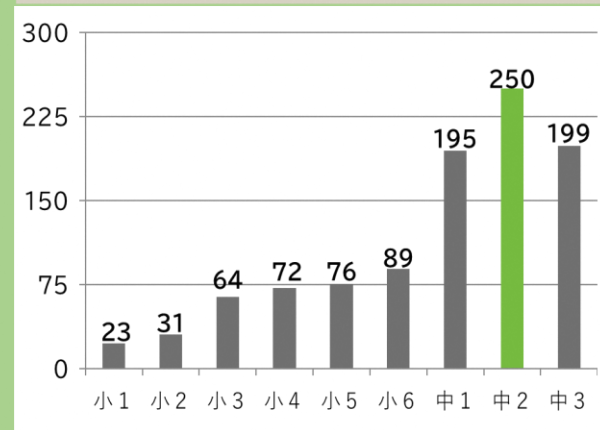


表1からもわかるように、枚方市の不登校児童・生徒は、**増加傾向**にあります。
また、表2令和4年度の**不登校者数【学年別】**では、**中学校2年生が最も多くな**っています。



3. 不登校になった時、どのようにとらえたらいいのですか？

◆不登校は、周りの環境によっては、どの子どもにも起こり得ます。

→決して「わが子だけ」
と思わないように
しましょう。

◆不登校の要因や背景、不登校である期間やその受け止め方は個々の状況によってさまざまです。

→もしかすると、子ども
自身にも理由がわ
からないこともあるか
もしれません。

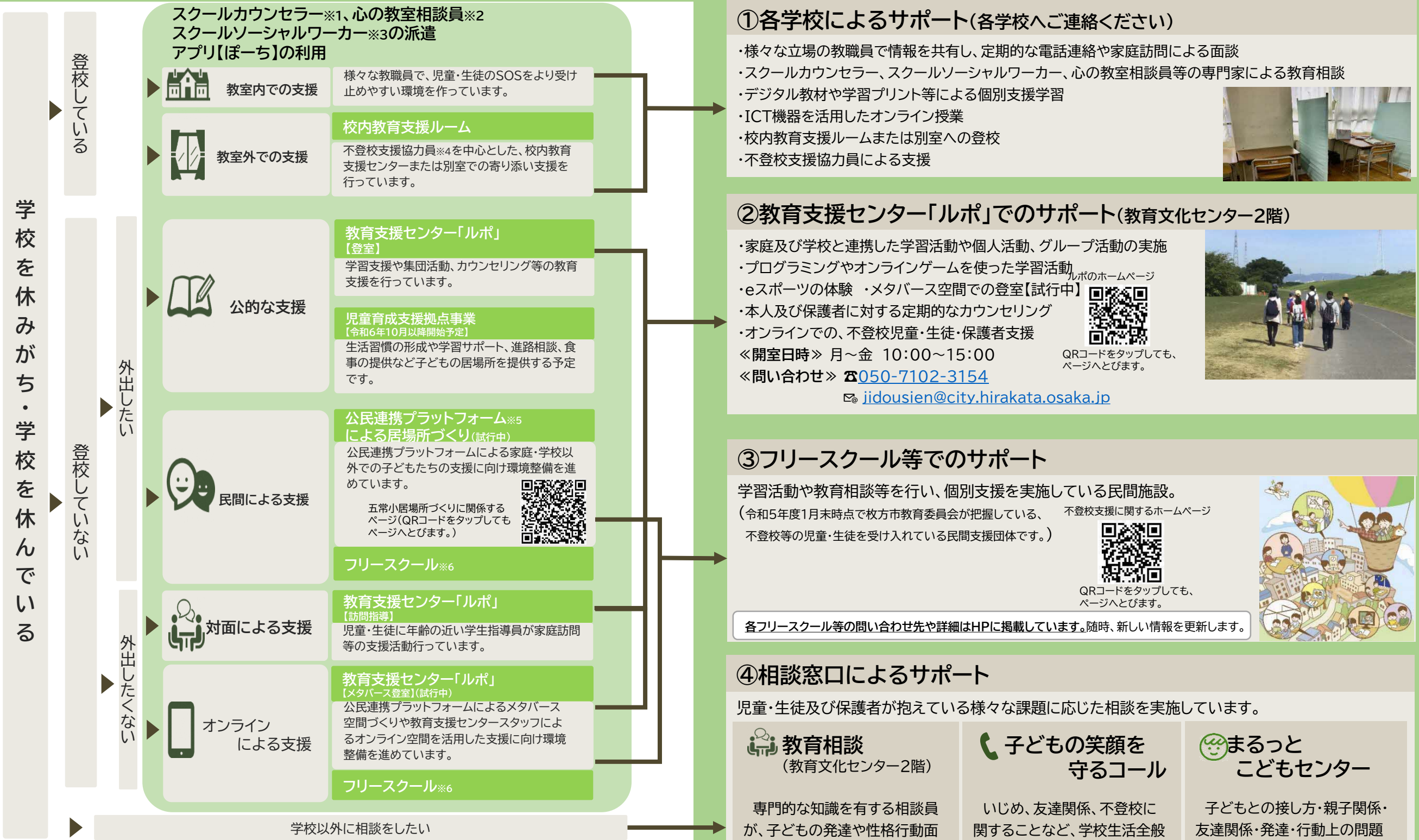
◆「学校に登校する」という結果のみを目標にせず、子どもが自らの生き方を主体的にとらえて、社会的に自立することを考えます。

→子どもの思い
や願いを大切に
しましょう。

枚方市では、不登校児童・生徒に対して、
どのような支援をしているのかしら？



枚方市は、様々な形で、子どもの居場所づくりを進めています



※1 心理に関する専門的な知識を有する全小中学校に配置
※2 教育に関する専門的な知識・経験を有する(臨床心理士、教員資格等)、全小学校に配置
※3 福祉に関する専門的な知識を有する(社会福祉士等)、全小中学校を巡回
※4 自教室に入ることによる不安を抱える子どもたちに対して、学習支援や相談活動等を行います。
全中学校、一部の小学校に配置
※5 事業者が持つアイデアや技術を活かした公民連携事業のことをいいます。
※6 現在、フリースクールを居場所とする子どもへの費用支援の実現をめざしています。

報告第77号

委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

次年度のPBLの取組について

2. 内容

次ページのとおり



令和6年 4月始動！

PBLにチャレンジする学校をサポート！

PBL チャレンジネットワーク

PBLにチャレンジする学校がつながり、発信する
「PBLチャレンジネットワーク」！
多数の学校のチャレンジを応援します！

アドバイザーがサポート つながる・広がる



参加校を支援

- ・ PBL有識者による支援
- ・ 先進校視察
- ・ 指導主事による伴走型支援



参加校がつながる

- ・ 参加校同士の交流会
- ・ Google Chatを活用した情報共有
- ・ 参加校同士の授業参観

5月キックオフミーティング

6月

夏季休業中

9月・10月・11月・

1月・2月

**12月開催予定
GIGAフェスにて**



希望校に

成果発表の場の提供

- ・ 成果発表会の実施

- ・ 申し込みは【学校単位】または【学年単位】です。
- ・ 担当者を1名指名してください。
- ・ 年間2回のアンケートへの協力をお願いします。

担当

教育指導課

教育研修課



PBLとは

これからの変化の激しい時代を生き抜くためには、課題解決能力や創造力を通じて、社会に価値を生み出す力が必要である。また、そうした力を発揮する原動力となる社会への貢献意欲や探究心も欠かせない。PBLは、こうした資質・能力を育てることを目的に、子供たちが主体的に、仲間と協力しながらプロジェクトや課題解決に取り組む形態であり、主体的・対話的で深い学びの授業改善を追求した方法の1つである。

PBLのプロジェクト類型

教科（生活、各教科）・領域（総合、特活等）におけるPBL

地域・企業・市役所連携

子ども主体のルールメイキング

学級・学校の課題解決

生活・総合におけるPBL

生活科

低学年におけるPBLは生活科そのものである。低学年においては、課題＝思いや願いと捉え、思いや願いの実現に向けて活動していくことが大切である。



他者

自分

学校
地域

中学年以降
の学習へ

社会
世界

探究していく
対象が広がる

実生活・実社会で
生きて働く力
未来を切り拓く力

検証・
振り返り

課題
の設定

まとめ・
表現

情報の
収集

整理・
分析

総合的な学習の時間

中学年以降の総合的な学習の時間においては、単元全体を探究的な学習のプロセスを基に構成し、自らの考えや課題を新たに更新することができるよう

①課題の設定 ②情報の収集
③整理・分析 ④まとめ・表現

の探究の過程を「⑤検証・振り返り」まで含めて繰り返し、学びを段階的に発展させることが大切である。



「プチPBL」（各教科における探究学習）

単元内にプロジェクトや課題解決型学習の設定

■ 実用的（実社会・実生活につなげる）

（例）算数で割合の勉強をしたあと、スーパーのチラシについている2割引券を使って、実際に物を購入する。

■ 学問的（研究系）

（例）「円周の長さは、円の直径の何倍の長さか」を色々な視点から研究する。

地域・企業・市役所連携

地域・企業・市役所から、ホンモノの課題を提供してもらい、その課題の解決策を追求する活動。

個人探究

子ども一人一人が特定のテーマを設定し、一定期間の中で自由なアプローチから探索する活動。

報告第78号

委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 報告事項

令和4・5年度 授業の達人養成講座 授業マイスターの認定について

2. 内容

次ページのとおり

授業の達人 ロードマップ

枚方市の授業力向上へ向けて
指導技術を伝播、継承

枚方市教育委員会 教育研修課

枚方市教育目標

学びあい、
つながりあい、
一人ひとりの未来をひらく
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、
可能性を最大限に伸ばす～

STEP 4：授業の達人認証

他市
公開

研修
講師

指導
助言

模範
授業

指導教諭※授業の達人と連携して指導技術を伝播、継承



STEP 2：市の授業マイスター認定

- ・教育研修課主催の教職員研修での示範授業・実践発表を行います。
- ・校内では積極的に研究授業や校内研修の講師を担ってください。

STEP3:授業の達人へ向けての実践

【実践内容】

①示範授業 ②公開授業 ③実践発表

※①から③の実践1回を1単位と位置づけ9単位を取得し実践力をバランスよく身に付ける。

STEP1:授業の達人養成講座受講

- ・おおむね教員経験5年以上で学校長の推薦があった者から、教育長が適当と承認した者。が受講対象。
- ・2年間の受講期間。
- ・授業実践力を身につけたミドルリーダーを養成。
- ・教育のスペシャリストを講師として招聘し、講師による講義・演習や、受講者による研究授業・実践報告等を行い、授業研究・教材研究及び指導法の研究。

授業の達人への道スタート！



※令和5年度の実績から本ロードマップを適用します

【授業の達人に求める資質能力】

授業力

- 授業設計力
- 授業指導力
- 子ども理解力
- 集団指導力

教員としての資質

- 教員に対する使命感・責任感
- 子どもに対する深い愛情
- 学び続ける向上心
- 一般常識と教養
- 挨拶、言葉遣い、身だしなみ、時間を守るなどの社会人マナー
- 子どもや保護者・地域、同僚等と良好な関係を築くコミュニケーション能力

教職員の中核としての資質

- 組織の一員として協働する力
- 他の教職員の手本となるような姿勢、取り組み
- 経験年数の少ない教職員を育成する力

教育実践を発信する資質

- 教育実践、枚方の教育を発信する力
- 教育への情熱を伝播する力

令和4・5年度 授業マイスター認定者一覧

	校番	学校名	氏名(中学校教科)
1	2	枚方第二小学校	宮川 紀子 教諭
2	7	春日小学校	吉田 千真 教諭
3	12	殿山第二小学校	最上 翔太 教諭
4	12	殿山第二小学校	寺嶋 稜右 教諭
5	13	樟葉小学校	田中 真純 教諭
6	13	樟葉小学校	小川 可南子 教諭
7	14	津田小学校	塩見 真結子 教諭
8	18	山之上小学校	松田 佑悟 教諭
9	21	香陽小学校	矢野 篤 指導教諭
10	26	樟葉南小学校	志村 ひとみ 指導教諭
11	27	磯島小学校	竹井 千晶 教諭
12	42	藤阪小学校	立野 亜希 教諭
13	45	東香里小学校	山本 奈津美 教諭
14	52	第二中学校	大前 知也 教諭(社会)
15	57	中宮中学校	岩崎 麻希 教諭(国語)
16	61	楠葉西中学校	溝尻 直希 首席(数学)
17	62	東香里中学校	松尾 祐輔 教諭(国語)
18	63	長尾中学校	藤井 隆文 教諭(国語)
19	65	山田中学校	下田 陽介 教諭(数学)
20	68	蹊跼中学校	中田 真輝絵 教諭(数学)

認定期間は、令和6年4月1日より令和9年3月31日まで

議案第29号

教育長の辞職に同意することについて

標題の件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年（2024年）3月26日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容 次ページのとおり



辞職の同意願

このたび、一身上の都合により、令和6年3月31日をもって、枚方市教育委員会教育長を辞職いたしたく、枚方市長に願い出ましたので、これに枚方市教育委員会が、ご同意くださるよう、お願い申し上げます。

令和6年2月29日

職 名 枚方市教育委員会 教育長

氏 名 尾川 正洋

枚方市教育委員会 あて



令和5年度 全国体力・運動能力、 運動習慣等調査の結果について



枚方市教育委員会事務局
学校教育部
教育指導課

調査の概要

1. 調査の目的

- (1) 国が全国的な子供・運動能力や運動習慣・生活習慣等を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 教育委員会や学校において、本調査を活用し、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てる。

2. 調査時期

令和5年(2023年)4月から7月

3. 調査対象

小学校第5学年・中学校第2学年

4. 調査の内容

(1) 児童・生徒に対する調査

ア. 実技に関する事項:小中学校ともに8種目

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン〔中学校は持久走(男子1,500m、女子1,000m)かどちらかを選択〕、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ(小学校)・ハンドボール投げ(中学校)

イ. 質問紙調査

運動習慣、生活習慣等に関するもの

(2) 学校・教育委員会に対する質問紙調査

子供の体力向上や運動習慣の確立に向けて取組み等に関するもの

小学校 調査の結果と概要

小学校【平均値】		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
5年男子	R5枚方市	15.76	18.59	34.75	36.58	43.77	9.35	146.75	20.32
	R5大阪府	15.87	18.68	33.37	38.61	44.51	9.48	149.30	20.12
	R5全国	16.13	19.00	33.98	40.60	46.92	9.48	151.13	20.52
5年女子	R5枚方市	15.66	17.46	38.47	34.27	32.97	9.63	139.07	12.91
	R5大阪府	15.69	17.60	37.91	36.56	34.17	9.75	141.45	12.56
	R5全国	16.01	18.05	38.45	38.73	36.80	9.71	144.29	13.22

- ◆小学校では、男女とも長座体前屈、50m走において全国平均を上回った。その他の種目では全国平均を下回り課題が見られた。
- ◆小学校全8種目のうち、男子は3種目、女子は3種目で大阪府平均を上回った。

中学校 調査の結果と概要

中学校【平均値】		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ
		(kg)	(回)	(cm)	(点)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
2年男子	R5枚方市	28.10	25.60	41.70	49.55	417.02	77.84	8.00	192.94	20.29
	R5大阪府	28.18	25.91	42.56	51.04	413.17	77.34	8.07	192.82	19.63
	R5全国	29.02	25.82	44.16	51.22	409.02	78.07	8.01	197.02	20.40
2年女子	R5枚方市	22.27	20.81	44.55	43.35	314.11	48.60	8.99	161.12	12.14
	R5大阪府	22.60	21.63	45.18	45.34	314.51	49.75	9.08	162.62	11.85
	R5全国	23.15	21.62	46.27	45.65	306.26	50.70	8.95	166.34	12.43

- ◆中学校では、男子の50m走において、全国平均を上回った。その他の種目では全国平均を下回り、課題が見られた。
- ◆中学校全9種目のうち、男子は4種目、女子は3種目で大阪府平均を上回った。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（体力・運動能力）

同一集団での比較【令和元年度（当時小学1年生）と令和5年度（小学5年生）】

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
小学5年 男子【令和5年度】	15.76	18.59	34.75	36.58	43.77	9.35	146.75	20.32
小学1年 男子【令和元年度】	9.05	12.43	25.74	25.02	17.96	11.59	113.28	7.99
伸び	6.71	6.16	9.01	11.56	25.81	2.24	33.47	12.33

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
小学5年 女子【令和5年度】	15.66	17.46	38.47	34.27	32.97	9.63	139.07	12.91
小学1年 女子【令和元年度】	8.19	11.64	25.67	23.59	16.72	11.88	105.23	5.31
伸び	7.47	5.82	12.80	10.68	16.25	2.25	33.84	7.60

同一学年での比較【令和元年度（小学5年生）と令和5年度（小学5年生）】

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
小学5年 男子【令和5年度】	15.76	18.59	34.75	36.58	43.77	9.35	146.75	20.32
小学5年 男子【令和元年度】	15.43	18.86	27.85	38.16	51.14	9.84	148.64	21.81
伸び	0.33	-0.27	6.90	-1.58	-7.37	0.49	-1.89	-1.49
	↗	↘	↗	↘	↘	↗	↘	↘

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
小学5年 女子【令和5年度】	15.66	17.46	38.47	34.27	32.97	9.63	139.07	12.91
小学5年 女子【令和元年度】	14.11	18.04	34.06	35.95	39.94	9.64	135.61	11.82
伸び	1.55	-0.58	4.41	-1.68	-6.97	0.01	3.46	1.09
	↗	↘	↗	↘	↘	↗	↗	↗ ₄

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（体力・運動能力）

同一集団での比較【令和元年度（当時小学4年生）と令和5年度（中学2年生）】

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび
	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)
中学2年 男子【令和5年度】	28.10	25.60	41.70	49.55	77.84	8.00	192.94
小学4年 男子【令和元年度】	14.23	18.07	30.41	34.67	42.34	9.70	141.41
伸び	13.87	7.53	11.29	14.88	35.50	1.70	51.53

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび
	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(回)	(秒)	(cm)
中学2年 女子【令和5年度】	22.27	20.81	44.55	43.35	48.60	8.99	161.12
小学4年 女子【令和元年度】	13.36	16.99	34.30	32.96	33.27	10.06	134.08
伸び	8.91	3.82	10.25	10.39	15.33	1.07	27.04

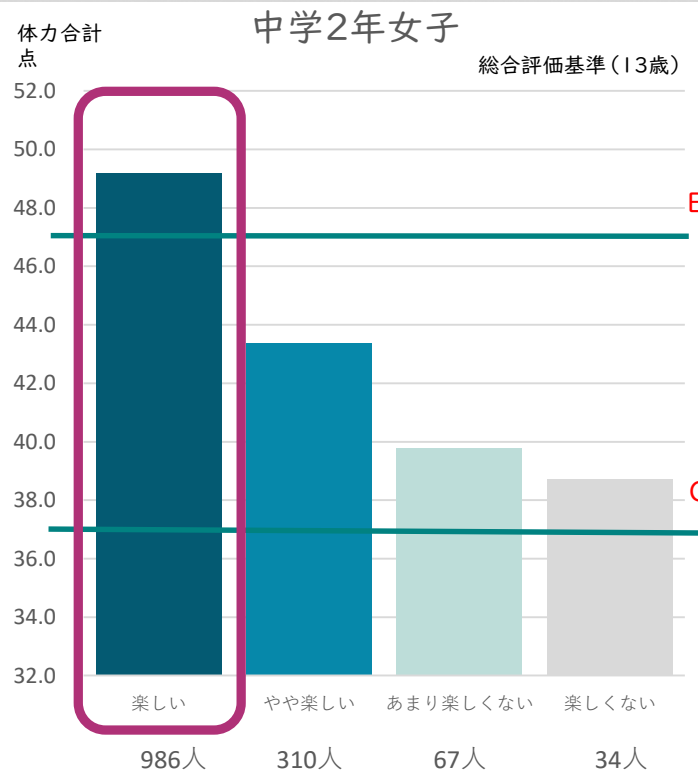
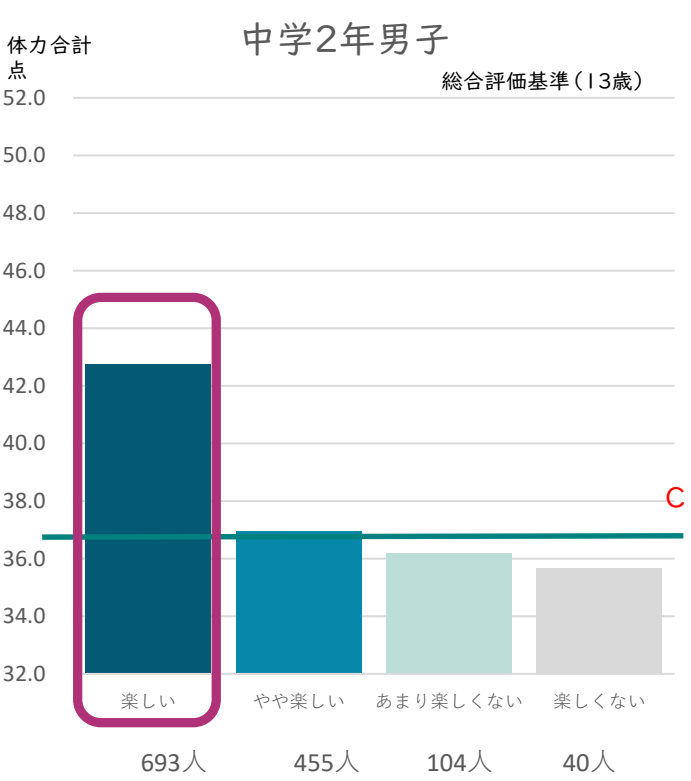
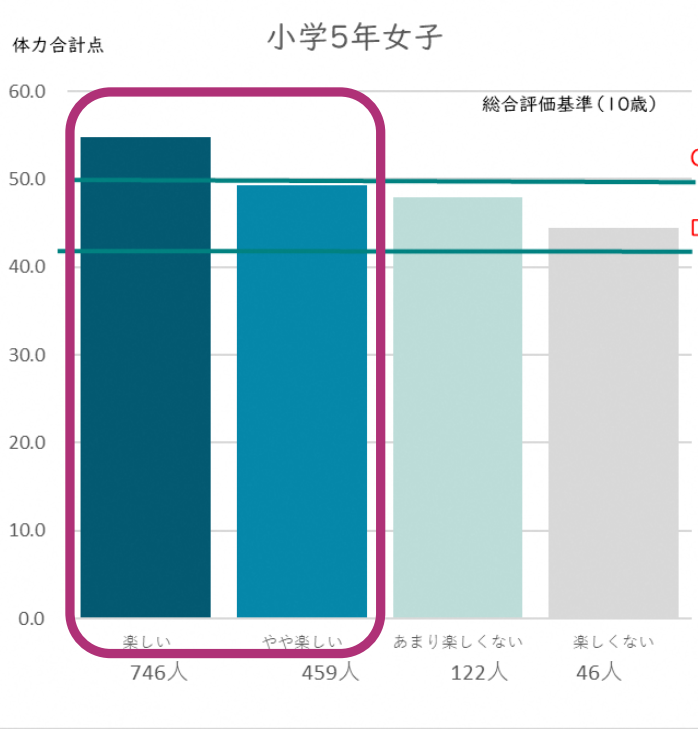
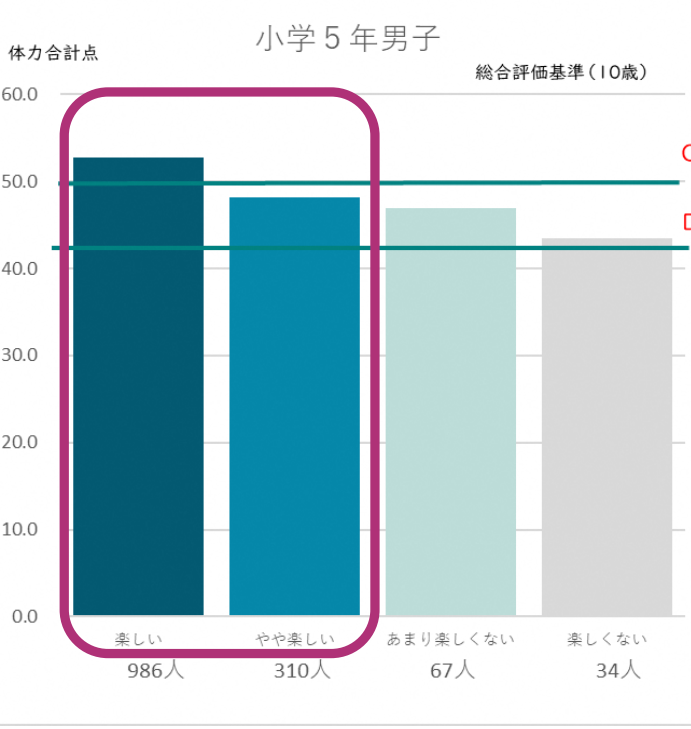
同一学年での比較【令和元年度（中学2年生）と令和5年度（中学2年生）】

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ
	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
中学2年 男子【令和5年度】	28.10	25.60	41.70	49.55	417.02	77.84	8.00	192.94	20.29
中学2年 男子【令和元年度】	28.32	26.64	43.50	49.88	404.12	85.67	7.98	193.69	21.08
伸び	-0.22	-1.04	-1.80	-0.33	-12.90	-7.83	-0.02	-0.75	-0.79
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ
	(kg)	(回)	(cm)	(点)	(秒)	(回)	(秒)	(cm)	(m)
中学2年 女子【令和5年度】	22.27	20.81	44.55	43.35	314.11	48.60	8.99	161.12	12.14
中学2年 女子【令和元年度】	23.12	22.36	45.13	46.30	287.10	57.75	8.86	167.89	13.03
伸び	-0.85	-1.55	-0.58	-2.95	-27.01	-9.15	-0.13	-6.77	-0.89
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（質問紙調査）

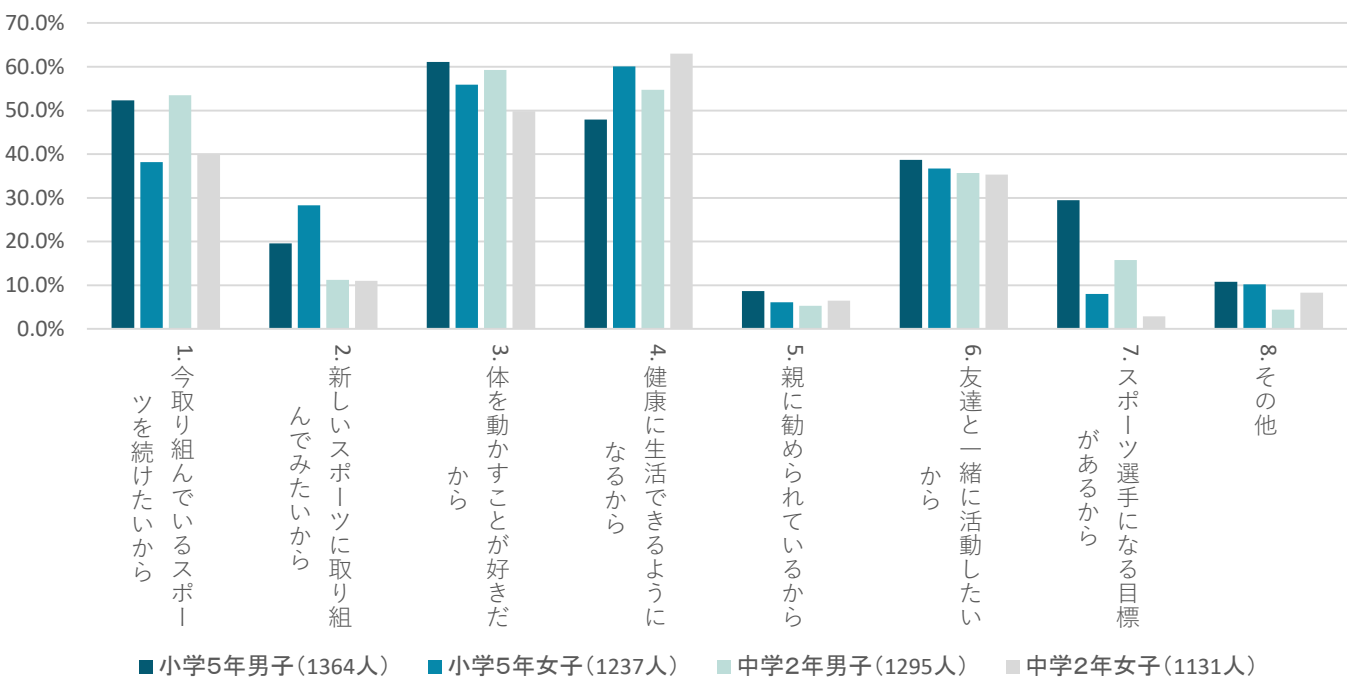
「体育（小学校）・保健体育（中学校）の授業は楽しい」の回答結果と体力合計点の関係



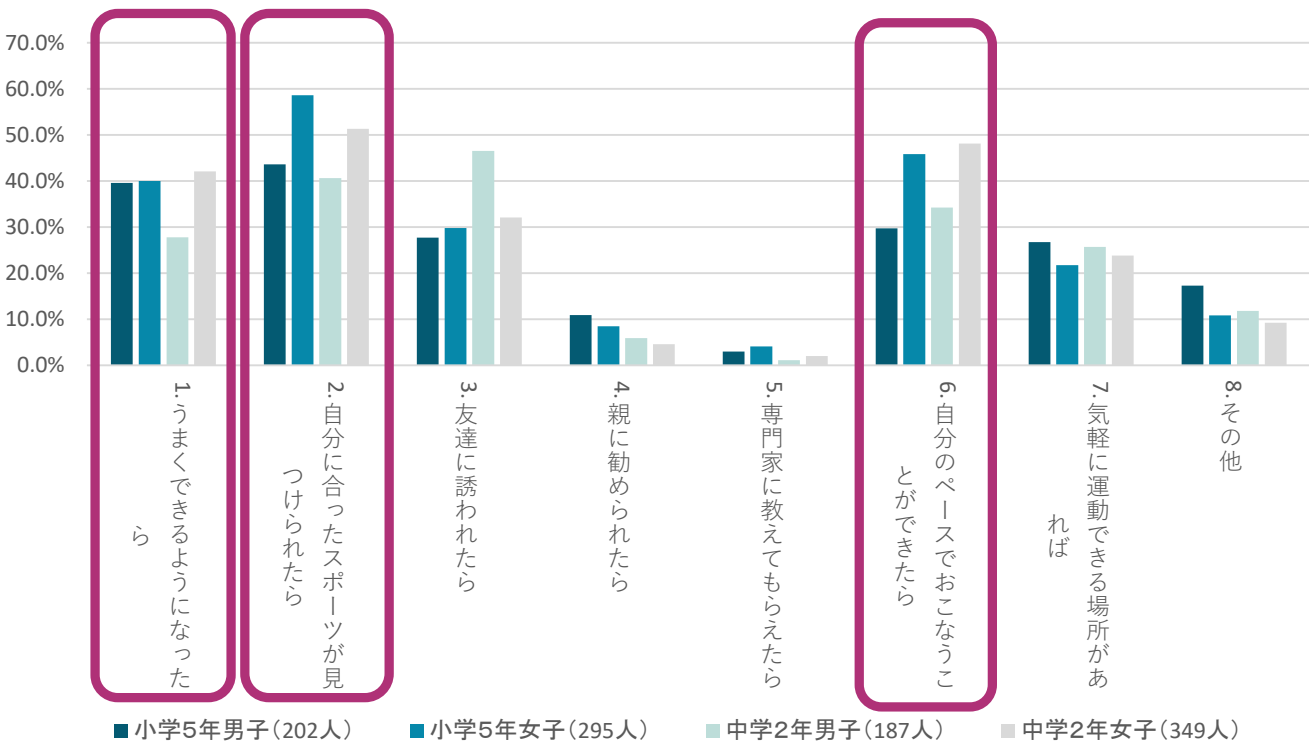
「体育の授業が楽しい!」と感じているほど
体力テストの点数もいいんだね。
これからも楽しい体育の授業にしないと!

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（質問紙調査）

体育・保健体育の授業は「楽しい」「やや楽しい」と回答した人の理由



体育・保健体育の授業は「あまり楽しくない」「楽しくない」と回答した人が今より体育の授業が楽しくなるために求めていること

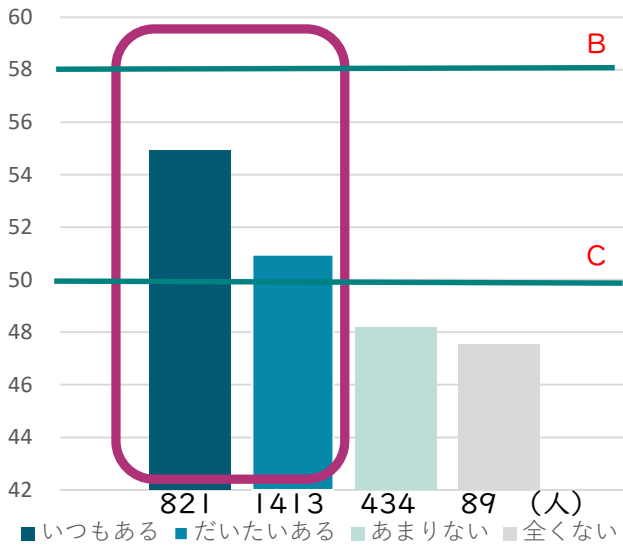


「自分に合うスポーツや内容を見つけられれば」、体育の授業が楽しくなるんだね。そのためには、「個人に応じた授業の展開」ができるといいことがわかるね。

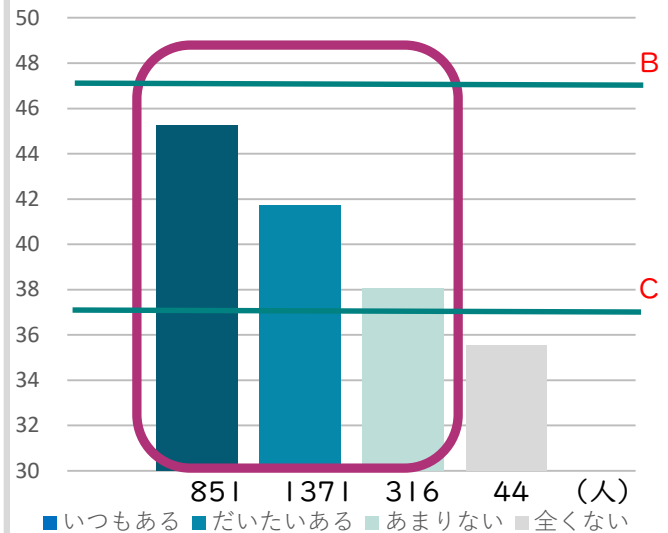
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（質問紙調査）

「体育授業で目標を意識することで『できたり、わかったり』することがありますか」の回答結果と体力合計点の関係

小学5年男子女子合計

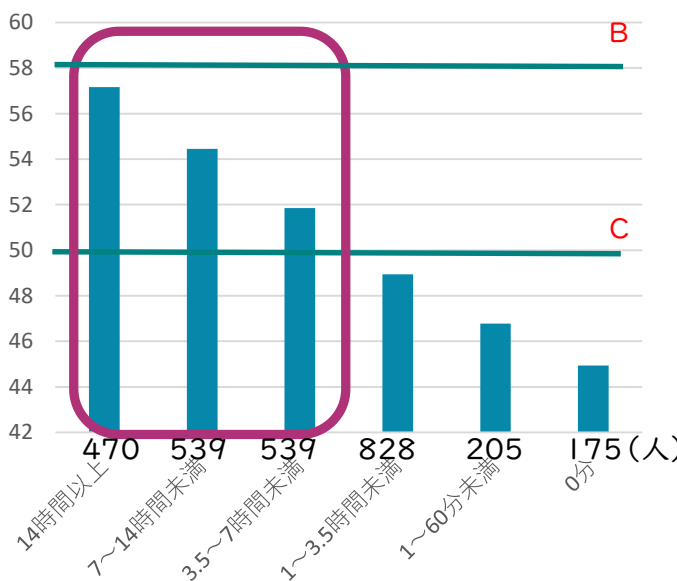


中学2年男子女子合計

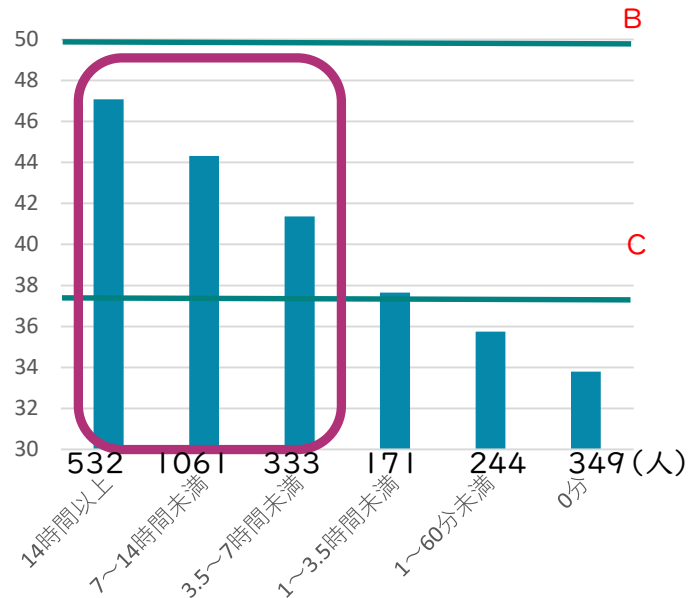


「学校の体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツを合計で1週間どのくらいの時間していますか。」の回答結果と体力合計点の関係

小学5年男子女子合計



中学2年男子女子合計

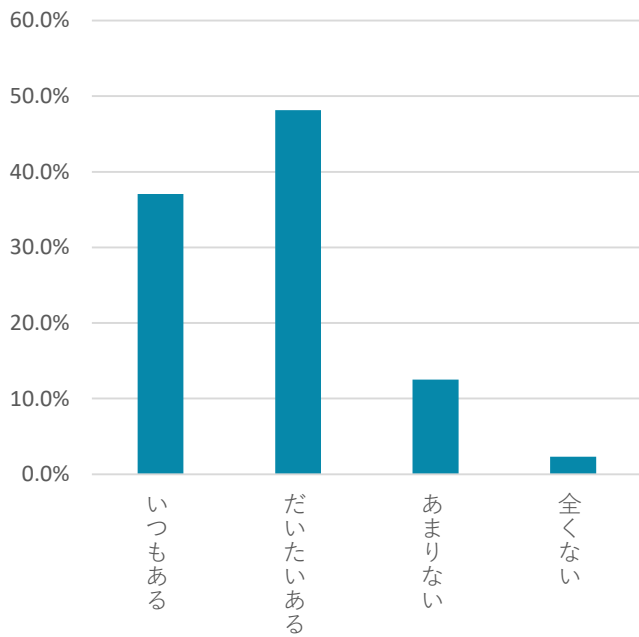


「自分で目標を立てる」「普段から体を動かしている」人ほど、体力テストの点数が高いんだね。
体力向上には、自分で目標を立てることや普段の運動が大事なんだね！

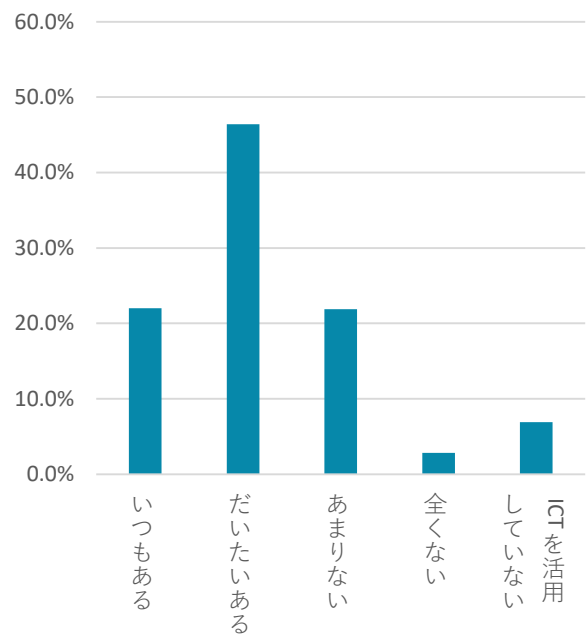
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果（質問紙調査）

※ 全学年の回答を加算して表しています

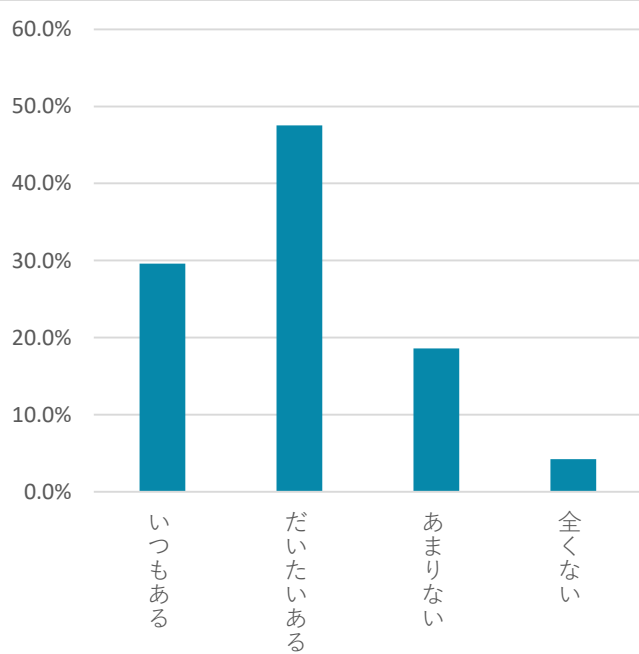
体育の授業で、友達と助け合ったり、教え合ったりする学習で「できたり、わかったり」すること



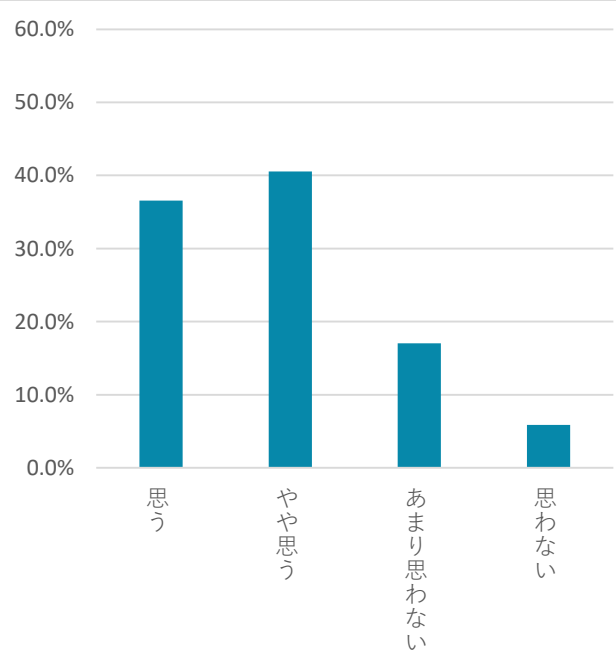
体育の授業で、ICTを使った学習で「できたり、わかったり」すること



体育の授業の最後に、振り返りをする中で「できたり、わかったり」すること



保健の授業で学習した内容に気を付けて生活が来ているか



「自分にあった練習方法」「助け合ったり、教え合ったりする」「ICTの活用」が、授業のポイントだね！

★準備運動の研究

これまで・・・
ラジオ体操 → 主運動
昨年度から
ラジオ体操**プラスα** → 主運動
【**プラスα**】
主運動につながるような体づくり運動
→ 体幹、腕や足の力を鍛えていく。



各領域の主運動につながる準備運動の研究

3年 予備運動(走り幅跳び)

スキップリレー



グリコじゃんけん



コーンを回って帰ってきて、
ハイタッチで次の人へ回す

最初にじゃんけんをする。
勝った方が、ぐりこのように
ジャンプをして進む。
最後は両足で着地する。

6年 器械運動「マット運動」

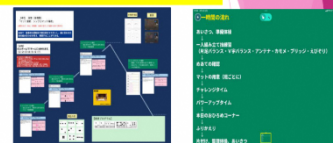
予備運動

★一人組み立て技練習★

片手バランス・V字バランス・アンテナ・カモメ・ブリッジ・えびぞり

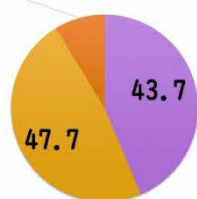
主運動

各グループで考えるシンクロマット

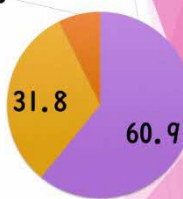


汗をかく運動をしましたか。

8.7 ヘルシー文庫活用前



7.3 ヘルシー文庫活用後



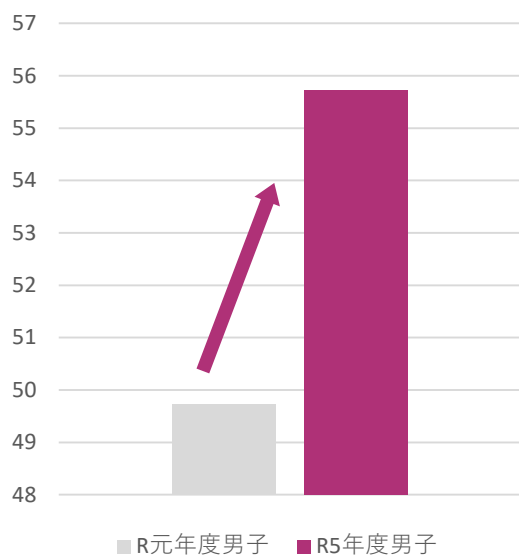
■ 毎日 ■ 半分 ■ 運動しなかった



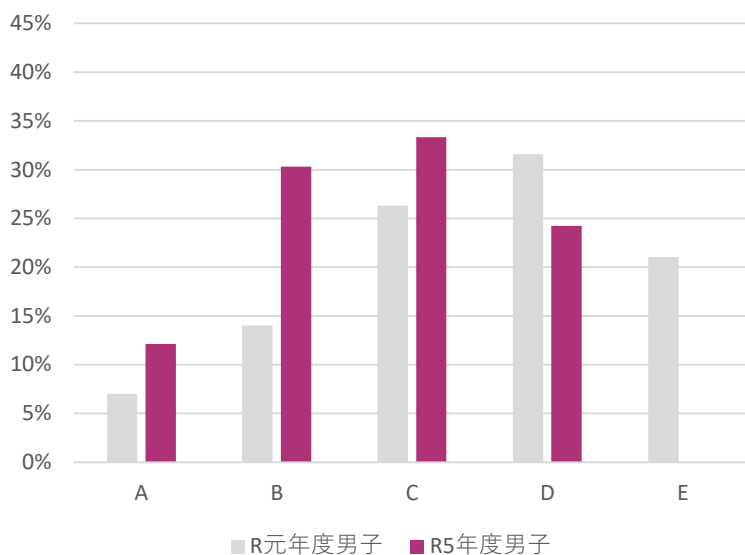
準備運動を工夫することで、体づくり運動を楽しんで取り組めそうだね。タブレットを活用して計画を立てられたり、保健の学習を通して運動の大切さに気付くことができたりと、子ども達が体を動かしたくなる工夫がたくさん見られるね！

令和5年度 体力向上推進研究校での実践【藤阪小学校】

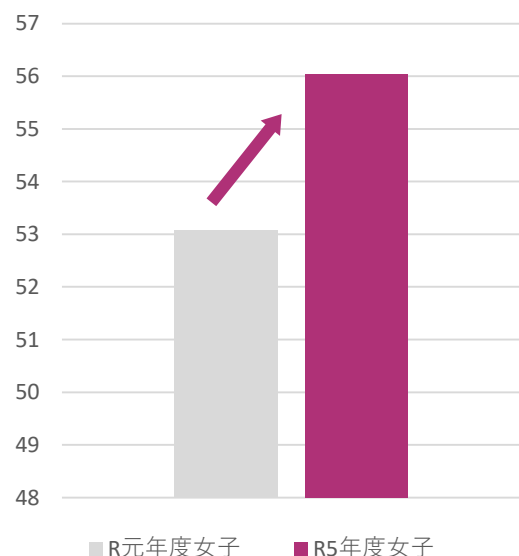
男子 体力合計点の平均



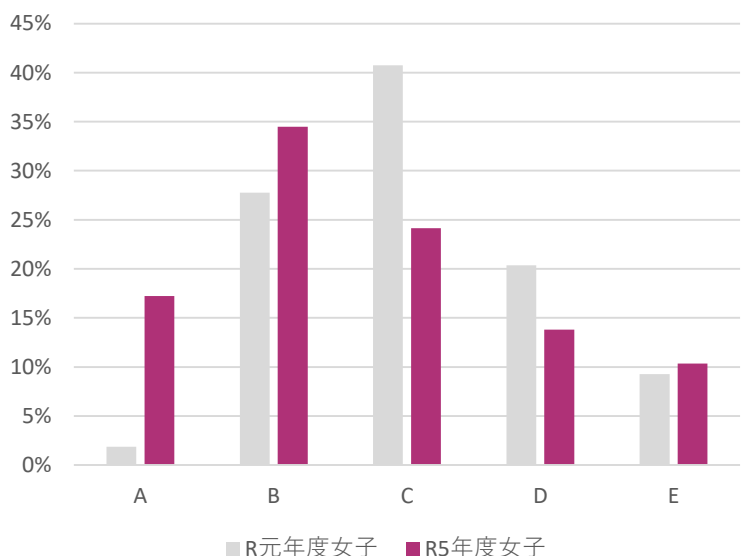
男子 総合評価の割合



女子 体力合計点の平均



女子 総合評価の割合



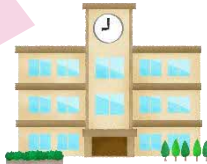
令和元年度に比べると令和5年度の「体力合計点の平均」が**大きく向上**しているね。

令和5年度は、総合評価 **B以上の割合**が増えているね。



令和5年度 枚方市立学校での取組

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、本校の子ども達は敏捷性、瞬発力に課題が見られました。そこで、変則ダッシュや二人組でのスタンドアップ、色々なおにごっこ、アシカやカエルやウサギの動きなど、感覚づくりの運動を体育のはじめの時間に取り入れています。授業では子ども達の運動量を確保しつつ、学び合いを活発にするよう、「できないことは恥ずかしくない」「できることは友だちに教えよう」と、教え合える環境を大切にしています。



「山田オリンピック」を年に2回、開催しています。運動の楽しさや喜びを味わえるよう、体育委員が低・中・高学年向けのコースを作っています。また、外で遊んだりする子ども達が多く、体を動かす習慣が身に付いているようです。



通学路に大きな坂道があることで、日常的に運動ができているのかなと思います。部活動や体育の授業の準備体操ではアップテンポな曲に合わせて動的ストレッチを行っています。運動と休息のメリハリは大切だと考えているので、部活動の休息日を必ず設けています。



体力向上に向けた様々な取組が実施されているね！
「体育・保健体育の授業」「運動の日常化」「生活習慣」「家庭・地域及び学校間の連携」などが、子ども達の体力向上につながるポイントになりそうだね。



全国体力・運動能力、運動習慣等調査【資料】

● 項目別得点表

小学校

● 男子

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
10	26kg以上	26回以上	49cm以上	50点以上	80回以上	8.0秒以下	192cm以上	40m以上
9	23～25	23～25	43～48	46～49	69～79	8.1～8.4	180～191	35～39
8	20～22	20～22	38～42	42～45	57～68	8.5～8.8	168～179	30～34
7	17～19	18～19	34～37	38～41	45～56	8.9～9.3	156～167	24～29
6	14～16	15～17	30～33	34～37	33～44	9.4～9.9	143～155	18～23
5	11～13	12～14	27～29	30～33	23～32	10.0～10.6	130～142	13～17
4	9～10	9～11	23～26	26～29	15～22	10.7～11.4	117～129	10～12
3	7～8	6～8	19～22	22～25	10～14	11.5～12.2	105～116	7～9
2	5～6	3～5	15～18	18～21	8～9	12.3～13.0	93～104	5～6
1	4kg以下	2回以下	14cm以下	17点以下	7回以下	13.1秒以上	92cm以下	4m以下

● 女子

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ
10	25kg以上	23回以上	52cm以上	47点以上	64回以上	8.3秒以下	181cm以上	25m以上
9	22～24	20～22	46～51	43～46	54～63	8.4～8.7	170～180	21～24
8	19～21	18～19	41～45	40～42	44～53	8.8～9.1	160～169	17～20
7	16～18	16～17	37～40	36～39	35～43	9.2～9.6	147～159	14～16
6	13～15	14～15	33～36	32～35	26～34	9.7～10.2	134～146	11～13
5	11～12	12～13	29～32	28～31	19～25	10.3～10.9	121～133	8～10
4	9～10	9～11	25～28	25～27	14～18	11.0～11.6	109～120	6～7
3	7～8	6～8	21～24	21～24	10～13	11.7～12.4	98～108	5
2	4～6	3～5	18～20	17～20	8～9	12.5～13.2	85～97	4
1	3kg以下	2回以下	17cm以下	16点以下	7回以下	13.3秒以上	84cm以下	3m以下

● 総合評価基準表

小学校

● 男女共通

段階	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
A	39以上	47以上	53以上	59以上	65以上	71以上
B	33～38	41～46	46～52	52～58	58～64	63～70
C	27～32	34～40	39～45	45～51	50～57	55～62
D	22～26	27～33	32～38	38～44	42～49	46～54
E	21以下	26以下	31以下	37以下	41以下	45以下

※総合評価は8項目全て実施した場合に合計得点で判定する。

● 項目別得点表

中学校

● 男子

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ
10	56kg以上	35回以上	64cm以上	63点以上	4'59"以下	125回以上	6.6秒以下	265cm以上	37m以上
9	51～55	33～34	58～63	60～62	5'00"～5'16"	113～124	6.7～6.8	254～264	34～36
8	47～50	30～32	53～57	56～59	5'17"～5'33"	102～112	6.9～7.0	242～253	31～33
7	43～46	27～29	49～52	53～55	5'34"～5'55"	90～101	7.1～7.2	230～241	28～30
6	38～42	25～26	44～48	49～52	5'56"～6'22"	76～89	7.3～7.5	218～229	25～27
5	33～37	22～24	39～43	45～48	6'23"～6'50"	63～75	7.6～7.9	203～217	22～24
4	28～32	19～21	33～38	41～44	6'51"～7'30"	51～62	8.0～8.4	188～202	19～21
3	23～27	16～18	28～32	37～40	7'31"～8'19"	37～50	8.5～9.0	170～187	16～18
2	18～22	13～15	21～27	30～36	8'20"～9'20"	26～36	9.1～9.7	150～169	13～15
1	17kg以下	12回以下	20cm以下	29点以下	9'21"以上	25回以下	9.8秒以上	149cm以下	12m以下

● 女子

得点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	持久走	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ
10	36kg以上	29回以上	63cm以上	53点以上	3'49"以下	88回以上	7.7秒以下	210cm以上	23m以上
9	33～35	26～28	58～62	50～52	3'50"～4'02"	76～87	7.8～8.0	200～209	20～22
8	30～32	23～25	54～57	48～49	4'03"～4'19"	64～75	8.1～8.3	190～199	18～19
7	28～29	20～22	50～53	45～47	4'20"～4'37"	54～63	8.4～8.6	179～189	16～17
6	25～27	18～19	45～49	42～44	4'38"～4'56"	44～53	8.7～8.9	168～178	14～15
5	23～24	15～17	40～44	39～41	4'57"～5'18"	35～43	9.0～9.3	157～167	12～13
4	20～22	13～14	35～39	36～38	5'19"～5'42"	27～34	9.4～9.8	145～156	11
3	17～19	11～12	30～34	32～35	5'43"～6'14"	21～26	9.9～10.3	132～144	10
2	14～16	8～10	23～29	27～31	6'15"～6'57"	15～20	10.4～11.2	118～131	8～9
1	13kg以下	7回以下	22cm以下	26点以下	6'58"以上	14回以下	11.3秒以上	117cm以下	7m以下

● 総合評価基準表

中学校

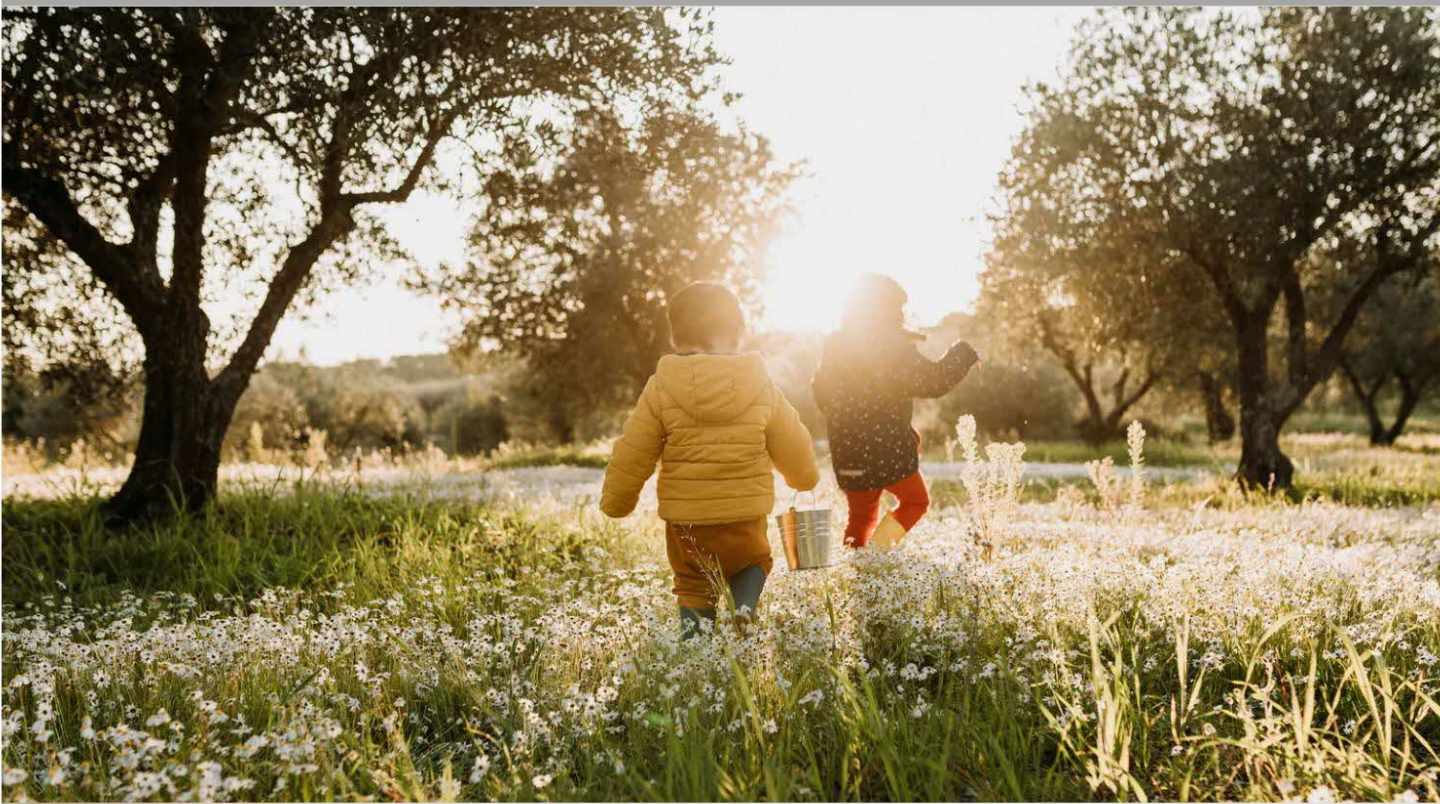
● 男女共通

段階	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
A	51以上	57以上	60以上	61以上	63以上	65以上	65以上	65以上
B	41～50	47～56	51～59	52～60	53～62	54～64	54～64	54～64
C	32～40	37～46	41～50	41～51	42～52	43～53	43～53	43～53
D	22～31	27～36	31～40	31～40	31～41	31～42	31～42	31～42
E	21以下	26以下	30以下	30以下	30以下	30以下	30以下	30以下

※総合評価は8種目全て実施した場合に合計得点で判定する（持久走と20mシャトルランは選択）。

みんな いじめにNOを

(別添)



いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです
誰もがいじめられる側・いじめる側になる可能性があります

いじめって？
「いじめ防止対策推進法」の定義

今 一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【「いじめ防止対策推進法」第2条いじめの定義より抜粋】

受けた行為で、心身の苦痛を感じたらいじめです



昔 ※いじめの定義の改定により、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」ではなくなった。

いじめになる可能性の行為

相手のいやなことを言う

きつすぎる注意

仲間外れや無視

遊びでたたく

ものをおごってもらう

インターネットやSNSへ誹謗中傷の書き込み

気づいていますか？子どもの出すサイン

いじめられた側

いじめられていると言いにくい

家の人に心配をかけたくない
さらにいじめられるかもしれない

- 元気がなくイライラしている
- あいさつや話をしなくなった
- 食欲がない、食べ過ぎる
- 家族に乱暴な態度をとる
- 衣服が不自然に汚れている
- お金をねだられる
- 友達からの電話に対応が暗い

いじめた側

いじめと認識せず
遊び半分で行う

みんなもやっている
相手も笑っている

- 登校を渋るようになった
- 急に成績が下がる
- 笑顔が減った
- 夜、眠れていない様子
- 学校の話をしなくなる
- あざやすり傷があっても理由を言わない

いじめられた側

いじめられているかもと思ったら

子どもの気持ちに寄り添い、話を聞いてあげてください

子どもの気持ちを大切に、まず学校に相談してください

学校以外にも相談する窓口があります

いじめた側

いじめているかもと思ったら

頭ごなしに叱ったりせず、まず本人の言い分を聞いてあげてください

いじめを行っている子ども自身、何かにストレスを感じていることがあります

小さなことでも、まず学校に相談してください

いじめを発見した時の学校の対応は

速やかにいじめの事実の有無を確認し、いじめがあったことが確認された場合は、適切な指導・支援プランを立ててチームで対応します

いじめ行為はやめさせ、何が悪かったのか理解させる成長の支援を行います

保護者の方と連携し、いじめ解消後も状況を注視します

学校は

「いじめた子どもが悪い」ではなく「いじめ行為が悪い」というスタンスで指導・支援します

誰もがいじめる側になる可能性を踏まえ、いじめた子ども自身が悪いという指導ではなく、どのような行為がいじめにあたるのか、どのような行為が相手にいやな思いをさせたのかわかるように指導・支援します。場合によっては「いじめ」という言葉を使わずに指導する場合があります。ご家庭でも趣旨を理解の上、協力をお願いします。気になることは学校に相談してください。

すべての子どもが「いじめをしない」態度や能力の育成

いじめの未然防止のために、「いじめは決して許されない行為と理解すること」、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身につけること」、「いじめを生まない環境づくり」が大切になります。そのため、学校ではなぜいじめが生まれるのか、いじめた子どもはどのような思いなのかを子どもたち自身が考えられるように、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行います。ご家庭でも協力をお願いします。



いじめた子どもの心の深層

- ・不安
- ・葛藤
- ・劣等感
- ・欲求不満

などが潜んでいることが少なくないと言われます。

「自分がなぜいじめを行ってしまうのか」

「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」

ということに無自覚である場合も多く、丁寧に内面理解を進めることが必要になります。

保護者との連携



気になることはすぐに学校に相談を

お子さまの様子で変わったことがあったり、発達や人とのコミュニケーションに不安がある場合は、早めに学校に相談してください。

子どもの成長を支援する視点でいじめの対応を

お子さまがいじめる側になった場合、いじめをした本人が悪いのではなく、いじめをしてしまったことを成長のチャンスと捉え、学校と保護者が同じ方向を見て子どもを指導・支援していくことが大切です。

自分たちでトラブルを解決する力をつける



子どもたちは、日々の小さなトラブルを自分たちの力で解決することで成長します。子ども同士で解決する力を大切にしつつ、万が一いじめなどの大きなトラブルが発生した場合は、家庭と学校が協力しあいながら子どもたちの支援にあたることが大切です。

枚方市・枚方市教育委員会 いじめの相談体制

相談しやすい方法で相談してね

電話で相談



枚方市教育委員会

(平日9:00～17:00)
教育安心ホットライン
TEL 072-809-2975
いじめ専用ホットライン
TEL 072-809-7867
FAX 072-851-9335

枚方市人権政策課

(平日9:00～17:30)
いじめ相談専用電話
TEL 072-841-1656
FAX 072-841-1700

大阪府教育委員会

すこやか教育相談
(24時間対応)
TEL 0120-0-78310

すこやかホットライン

(平日9:30～17:30)
TEL 06-6607-7361 (子どもから)

さわやかホットライン

(平日9:30～17:30)
TEL 06-6607-7362 (保護者から)

文部科学省

24時間子供SOSダイヤル
(通話料無料)
TEL 0120-0-78310

メールで相談



枚方市人権政策課

メールによる相談
ijime@city.hirakata.osaka.jp
(24時間受付、回答は後日)

大阪府教育委員会

すこやかホットライン
(24時間受付、回答は後日)
子どもから sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
さわやかホットライン
(24時間受付、回答は後日)
保護者から sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

LINEで相談



大阪府教育委員会

LINE相談
毎週月・火・水・木・日曜日
7:00～21:30



面談で相談



枚方市人権政策課

面談による相談(市役所にて)
事前に電話、FAX、メールで
予約をお願いします

手紙で相談



枚方市人権政策課

お手紙による相談
専用紙をポストに投函
専用紙は学期に1回配付

タブレットで相談



SNS相談

(平日9:00～17:30)
タブレットからアプリ「ぽーち」で

枚方市教育委員会 総合電話窓口

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004177.html>



枚方市人権政策課 いじめ相談窓口

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048025.html>



大阪府教育委員会 いじめ相談窓口

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>



文部科学省 いじめ相談窓口

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm



教育委員会の活動状況（令和6年2月2日～3月21日分）

日程		会議・行事等	場所	出席者
2月2日	金	令和5年度北河内地区教育委員会委員研修会	門真中町ビル	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
2月7日	水	令和5年度第2回大阪府スポーツ推進審議会	大阪府庁別館	尾川教育長
2月7日	水	学校視察	楠葉中学校	橋野教育委員
2月8日	木	第2回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
2月8日	木	教頭会	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月9日	金	校長開示面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月9日	金	学校視察	川越小学校	橋野・中西教育委員
2月9日	金	令和5年度「枚方市体力向上研究モデル校」に係る公開授業及び研究協議会	藤阪小学校	谷元・橋野・中西教育委員
2月13日	火	校長開示面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月13日	火	令和5年度大阪府教育庁「指導方法の工夫改善定数を活用した『授業改善の推進』及び枚方市外部知見を活用した学力向上研究モデル校 氷室小学校 公開授業	氷室小学校	尾川教育長 谷元・橋野教育委員
2月14日	水	教育子育て委員協議会	枚方市役所	尾川教育長
2月14日	水	学校における働き方改革研修	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月15日	木	校長開示面談	輝きプラザきらら	尾川教育長

日程		会議・行事等	場所	出席者
2月15日	木	令和5年度市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議	アウィーナ大阪	尾川教育長
2月16日	金	校長開示面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月19日	月	校長開示面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月19日	月	令和5年度架け橋プログラムに係る管理職研修	教育文化センター	尾川教育長
2月19日	月	学校視察	津田小学校	谷元教育委員
2月20日	火	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
2月20日	火	枚方市支援教育充実審議会	教育文化センター	尾川教育長
2月21日	水	全員協議会	枚方市役所	尾川教育長
2月22日	木	学校視察	磯島小学校	橋野委員
2月22日	木	GIGAフェス2023inひらかた万博【発表・プレゼン型イベント】	オンライン参加	尾川教育長 谷元・橋野教育委員
2月22日	木	幼稚園長会	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月26日	月	3月定例月議会 本会議	枚方市役所	尾川教育長
2月26日	火	学校視察	菅原小学校	谷元・橋野教育委員
2月27日	火	校長開示面談	輝きプラザきらら	尾川教育長

日程		会議・行事等	場所	出席者
2月27日	火	学校視察	東香里中学校	橋野・中西教育委員
2月28日	水	令和5年度優秀教職員表彰式	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤教育委員
2月28日	水	教育委員会表彰	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤教育委員
2月28日	水	学校視察	田口山小学校	谷元教育委員
2月29日	木	校長開示面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
2月29日	木	校長会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月1日	金	東香里TotemoEeDe 2nd	東香里小学校	尾川教育長 谷元教育委員
3月1日	金	リーディングDXスクール事業 生成AIパイロット校長 尾中学校成果報告会	長尾中学校	尾川教育長 谷元・橋野教育委員
3月2日	土	令和5年度（2023年度）枚方市平和の燈火（あかり）	ニッペパーク岡東中央	尾川教育長
3月4日	月	3月定例月議会（代表質問）	枚方市役所	尾川教育長
3月5日	火	3月定例月議会（代表質問）	枚方市役所	尾川教育長
3月5日	火	学校視察	長尾西中学校	谷元教育委員
3月6日	水	3月定例月議会 本会議	枚方市役所	尾川教育長
3月7日	木	校長開示面談	輝きプラザきらら	尾川教育長

日程		会議・行事等	場所	出席者
3月7日	木	学校視察	長尾西中学校	橋野・中西教育委員
3月8日	金	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月8日	金	校長開示面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
3月11日	月	東京学芸大学先端教育人材育成推進機構 個別最適な学びに関する公開シンポジウム（第4回）	オンライン開催	尾川教育長
3月12日	火	3月定例月議会（予算質疑）	枚方市役所	尾川教育長
3月13日	水	中学校卒業式	枚方市立中学校	尾川教育長 谷元・橋野・中西教育委員
3月14日	木	3月定例月議会（予算質疑）	枚方市役所	尾川教育長
3月14日	木	市長表敬（ドッジボール全国大会出場報告）	枚方市役所	尾川教育長
3月15日	金	幼稚園卒園式	枚方市立幼稚園	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月15日	金	市民文化賞贈呈式・教育委員会表彰	枚方市役所	尾川教育長
3月18日	月	小学校卒業式	枚方市立小学校	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
3月19日	火	3月定例月議会（予算質疑）	枚方市役所	尾川教育長
3月19日	火	枚方市支援教育充実審議会	教育文化センター	尾川教育長
3月21日	木	3月定例月議会（予算質疑）	枚方市役所	尾川教育長

令和6年第3回 枚方市教育委員会定例会 会議録			
開会	令和6年3月26日午前10時00分	閉会	令和6年3月26日午後1時05分
休憩	午前11時07分から11時20分、午前11時45分から午前11時50分		
日程	議案番号	案 件	結果
1	報告第60号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について(令和6年2月28日実施分)	承認
2	報告第64号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について(令和6年3月15日実施分)	承認
3	報告第65号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の実施について(令和6年3月26日実施分)	承認
4	報告第61号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて	承認
5	報告第62号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項(財産(教科書及び指導書)の取得について)の意思決定について	承認
6	報告第63号	臨時代理事項の報告について (1) 令和6年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について	承認
7	報告第71号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 総合型放課後事業委託契約予定事業者(おやつ提供事業者)選定について	聴取
8	報告第72号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について	聴取
9	報告第73号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 教育支援センターへの改称に伴う要綱の改正について	聴取
10	報告第74号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 不登校支援ガイドの改訂について	聴取
11	報告第77号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 次年度のPBLの取り組みについて	聴取
12	報告第78号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和4・5年度 授業の達人養成講座 授業マイスターの認定について	聴取
13	議案第29号	教育長の辞職に同意することについて	可決

14		教育長報告	
15	報告第66号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年4月25日報告分①)	聴取
16	報告第67号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年4月25日報告分②)	聴取
17	報告第68号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年6月30日報告分)	聴取
18	報告第69号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年7月28日報告分)	聴取
19	報告第70号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和6年1月26日報告分)	聴取
20	報告第75号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①	聴取
21	報告第76号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②	聴取
構成員	教 育 長	尾 川 正 洋	構成員
	教 育 委 員	谷 元 紀 之	
	教 育 委 員	橋 野 陽 子	
説明員	副 教 育 長	岩 谷 誠	説明員
	総 合 教 育 部 長	今 市 将 和	
	学 校 教 育 部 長	新 保 喜 和	
	総 合 教 育 部 次 長	大 西 佳 則	
	学 校 教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 室 長	河 田 典 子	
	子 ども 未 来 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 室 長	松 下 秀 人	
	教 育 委 員	近 藤 孝	
	教 育 委 員	中 西 悠 子	
	児 童 生 徒 支 援 課 長	倉 田 仁 司	
	放 課 後 子 ど も 課 長	交 久 瀬 有 里	
	教 職 員 課 長	高 山 和 子	
	教 育 研 修 課 長	植 田 剛 志	
	教 育 指 導 課 長	井 手 内 太 吾	
	児 童 生 徒 支 援 課 主 幹	中 口 恵 未 子	

	教 育 支 援 室 長	木 村 聡			
	学校教育部副参事 (いじめ対策担当)	前 村 卓 志		教育政策課課長代理	高 松 健 大
	教 育 政 策 課 長	笠 井 二 朗	傍聴の人数		2 人

○尾川教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日、委員全員が出席しております。

以上、報告を終わります。

○尾川教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第3回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において近藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは日程1、報告第60号「臨時代理事項の報告について（1）教育委員会表彰の実施について（令和6年2月28日実施分）」を議題とします。

なお、本件から日程3、報告第65号まではいずれも教育委員会表彰の案件でございますので、一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 それでは、報告第60号、第64号及び第65号について一括して説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第60号、第64号及び第65号の臨時代理事項の報告について一括してご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告しご承認をお願いするものでございます。

2ページをご覧ください。これからご報告いたしますのは、ページ中ほどの2、臨時代理事項にございます、臨時代理第24号教育委員会表彰の実施について(令和6年2月28日実施分)でございます。

3ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、2月20日付けで教育長が臨時代理したものでございます。「1. 臨時代理の内容」でございますが、次の4ページをご覧ください。こちらは令和6年2月28日に実施した教育委員会表彰の対象者一覧でございます。教育委員会が行う表彰につきましては、昨年10月に枚方市教育委員会表彰規程を改正し、児童生徒の優れた業績や模範的な行動などをより広く、幅広く表彰できるように制度を改めたところで、昨年12月21日には、教育委員会の議決を得た上で制度改正後、最初の表彰を実施したところでございます。その後も、学校や事務局か

ら候補者の推薦があったため、2月28日、3月15日、そして本日3月26日の3回にわたって、臨時代理により教育委員会表彰を実施したもので、本件から順次ご報告をさせていただくものでございます。

2月28日に教育委員会表彰を実施したのは、今ご覧の一覧表に記載の8名の生徒に対してで、いずれも表彰規程第3条第3号に規定する国際的、または全国的な規模及び水準において行われるスポーツ、または文化芸術に関する事業において、抜群の成績を収めた児童等に該当するものでございます。一覧表の1番に記載する生徒は、ジュニアオリンピックカップ第37回全国都道府県対抗中学バレーボール大会で、2番に記載の生徒は、太陽生命カップ2023第14回全国中学生ラグビーフットボール大会の都道府県代表女子の部で、3番から8番に記載の6名は、第29回全国ジュニアラグビーフットボール大会男子Aブロックでそれぞれ優勝されたものでございます。なお、以上の方々とは別に、2月28日までにスポーツの分野で5名、模範となる行為で3名の計8名の推薦があり、これらの生徒については、同日付けで教育長表彰を行いましたので併せてご報告いたします。

続きまして、臨時代理第28号、教育委員会表彰の実施について、(令和6年3月15日実施分)についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月12日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

議案書8ページをご覧ください。3月15日に教育委員会表彰を実施したのは、今ご覧の一覧表に記載の学校1校に対してで、表彰規程第4条第2号に規定する国際的、または全国的な規模及び水準において行われる文化芸術に関する事業において抜群の成績を収めた団体に該当するものでございます。同校は、第67回全国書き初め作品展覧会の団体部門で全国優勝をされたものでございます。

続きまして、臨時代理第29号、教育委員会表彰の実施について(令和6年3月26日実施分)について、ご説明いたします。議案書11ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月19日付けで教育長が臨時代理したものでございます。議案書の12ページをご覧ください。3月26日に教育委員会表彰を実施したのは、今ご覧の一覧表に記載の職員1名に対してで、表彰規程第2条第1号に規定する、特に他の模範となる行為のあった職員に該当するものでございます。当該職員は令和5年10月28日にライブ会場で隣に居合わせた観客が心肺停止状態となったため、胸骨圧迫を行って人命救助を行ったものでございます。なお、以上ご報告をした方々のほかに、学校からの推薦に基づき、スポーツの分野における活躍により教育長表彰の対象となる生徒が6名おられ、本日の定例会終了後に表彰状の授与を予定しておりますので、併せてご報告いたします。

以上簡単ではございますが、報告第60号、第64号及び第65号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第60号、第64号及び第65号の3件を一括して採決いたします。

この3件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

それでは日程4、報告第61号、「臨時代理事項の報告について(1)教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて」を議題とします。説明を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第61号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。議案書13ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

14ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます臨時代理第25号でございます。15ページをご覧ください。臨時代理第25号、「教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて」、ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年3月1日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。

臨時代理の内容といたしましては、地方自治法第180条の4第2項の規定に基づき、令和6年度の機構改革に伴い、教育委員会事務局に新しい組織を設置するため、新しい学校推進室設置規則及び枚方市教育委員会事務局事務分掌規則を改正することについて、市長に協議を申し入れしたものでございます。

16ページをご覧ください。まず、「1. 新設する組織」でございますが、(1)総合教育部の新しい学校推進室を課組織に改編し、新しい学校推進課を設置、(2)学校教育部の児童生徒支援課の所管業務を再編し、新たに児童生徒課及び支援教育課を設置するものでございます。

「2. 施行時期」でございますが、令和6年4月1日でございます。

18ページをご覧ください。本協議につきましては、令和6年3月19日付けで市長からの同意がありましたので、参考資料として添付しております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第25号、「教育委員会事務局の組織の新設に関する事項に係る教育委員会規則を定めることに関する協議を行うことについて」の説明とさせていただきます。報告第61号、臨時代理事項の報告について、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第61号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

それでは日程5、報告第62号「臨時代理事項の報告について(1)議会の議決事項(財産

（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について」を議題とします。説明を求めます。
新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第 62 号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。議案書の 19 ページをご覧ください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要するため教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により教育委員会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書 20 ページをご覧ください。報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。議案書 21 ページをご覧ください。臨時代理第 26 号、「議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について」、説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 4 日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

「1. 臨時代理の内容」といたしましては、議案書 22 ページをご覧ください。このたびの教科書及び指導書の取得につきましては、令和 6 年度から小学校教科書を改訂することから、教員等の教科書・デジタル教科書及び指導書を購入するものであります。当該書籍の購入については、購入総額が 2,000 万円を超えることから、市議会の議決を要する契約議案となり、市議会において可決された後に本契約を締結し、当該書籍を取得するものであります。

それでは財産取得の内容を説明します。まず、「1. 取得物件」につきましては、枚方市立小学校教科書及び指導書でございまして、教科書 8,560 冊、デジタル教科書 100 ライセンス、指導書 6,015 冊であります。この教科書・指導書の取得につきましては、取り扱う書店が受持ち学校を含めて決められていることから、3つの書店とそれぞれ契約することにより取得することとなります。したがって、その 1 としまして、教科書 5,275 冊、指導書 3,756 冊、その 2 としまして、教科書 2,113 冊、指導書 1,529 冊、デジタル教科書 100 ライセンス、その 3 としまして、教科書 1,172 冊、指導書 730 冊をそれぞれの書店から取得するものであります。

次に、「2. 契約先」につきましては、その 1 としまして、枚方市岡本町 6 番 1-103 号、株式会社野村呼文堂、代表取締役、野村宜孝。その 2 としまして、枚方市星丘 2 丁目 3 番 25 号、アイアイ書店、周防太嘉子。その 3 としまして、交野市倉治 6 丁目 10 番 18 号、岡澤商店、加地順子でございます。

次に、「3. 取得金額」につきましては、総額は 1 億 878 万 18 円であり、内訳としまして、はその 1 が 6,469 万 3,427 円、その 2 が 3,229 万 6,385 円、その 3 が 1,179 万 206 円でございます。

次に、「4. 用途」及び「5. 目的」につきましては、学習指導要領にのっとった教育課程を円滑に実施するために、枚方市立小学校における授業実施及び教材研究等に使用するものであります。

次に、「6. 契約条項その他」につきましては、記載のとおりでございます。

24 ページに参考資料といたしまして、書店ごとの施設別取得物件一覧を添付しておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 26 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。よろしいですか。

私から 1 点、質問ではないのですが、しっかりと効果的にこの指導書を含めて使っていたきたいなと思いますので、意見というふうにしておいていただければと思います。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これから報告第 62 号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

それでは日程 6、報告第 63 号「臨時代理事項の報告について（1）令和 6 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について」を議題とします。説明を求めます。

松下子ども未来部次長。

○松下子ども未来部次長 ただいま上程いただきました報告第 63 号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。議案書 27 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書 28 ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございますとおり、臨時代理第 27 号につきまして、ご説明申し上げます。議案書 29 ページをご覧ください。臨時代理第 27 号、令和 6 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定につきまして、ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月 11 日付けで教育長が臨時代理をしたものでございます。本規則の制定につきましては、令和 6 年 4 月からの公立幼稚園への入園申込みにおいて、枚方市立香里幼稚園で待機となる児童が発生していることから、令和 6 年度に限り、当該幼稚園の 3 歳児の定員を変更するものでございます。

改正内容につきましては、30 ページからの規則本文をご覧ください。「枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則別表の規定にかかわらず、令和 6 年度に限り、次の表の左欄に掲げる幼稚園の 3 歳児の定員は、同表の右欄に定める人数とする」とし、枚方市立香里幼稚園の 3 歳児の定員を 32 人とするものでございます。

次に附則でありますが、本規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、報告第 63 号「臨時代理事項の報告について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 63 号を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

続きまして日程 7、報告第 71 号、「委員会の会議に付した事項の報告について（1）総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）選定について（答申）」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第 71 号「委員会の会議に付した事項の報告について」につきましても説明いたします。議案書の 31 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 4 条第 1 号の規定により、教育委員会に報告するものでございます。32 ページをご覧ください。報告事項は、『総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）選定について（答申）』でございます。

内容は、令和 5 年 10 月 23 日開催の教育委員会定例会で可決された総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）選定の諮問について、総合型放課後事業委託事業者選定審査会から令和 6 年 1 月 29 日付けで、答申を受けたものでございます。33 ページが答申書でございます。「本審査会に対して諮問のあった総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。なお、枚方市教育委員会においては、答申を十分に尊重し手続をとられるよう要請する」旨の答申をいただいたものでございます。委託契約予定事業となる団体は、生活協同組合おおさかパルコープとなりました。

次に 34 ページをご覧ください。「総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供業務）の選定結果について」でございます。

1. 総合型放課後事業委託事業者選定審査会委員については、弁護士の会長をはじめ、税理士の副会長、児童福祉及び社会教育に関して専門的知識を有する者、市民団体または関係団体を代表する者の 5 名で構成される審査会で審査を行いました。

2. 委託契約予定事業者となる団体は記載のとおりでございます。

3. 契約期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間となります。

4. 「応募状況」につきましては、1 社のみの応募となりました。

5. 「選定の経過」につきましては、記載のとおり、2 回にわたり審査会を開催し答申をいただいたものでございます。

6. 「選定の概要」につきましては、令和 5 年 11 月 28 日から公募を開始し、12 月 7 日から 12 月 20 日までの間、申請受付を行い、審査につきましては、申請団体から提出された事業計画書が募集要項や仕様書に掲げた条件を満たしているか、事業計画書に記載されている各提案内容についてプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、評価基準に基づいた内容の審査を行いました。評価方法については、事業者から提出のあった業務提案書の内容を点数化し、提案評価点（満点 450 点）と価格評価点（満点 50 点）の合計点（満点 500 点）により評価を行ったものでございます。

35 ページをご覧ください。「7. 総合型放課後事業委託契約予定事業者の決定について」選定審査会の答申に基づき、令和 6 年 1 月 31 日に 2 に掲げる団体を委託契約予定事業者として決定したものであり、今後必要な手続を行い、令和 6 年 3 月末をめどに委託契約を締結する予定です。

「8. 参考」の「基本委託料」の額については、市が示した見積上限額と事業者から提案のあった委託料が同額となりましたので、その額を記載しております。

36 ページにつきましては、採点の集計表と評価コメントをご参考までに添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、報告第 71 号の説明とさせていただきます。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。よろしいですか。

1 点確認ですけど、この評価コメントのところの対応って何か現時点で動いていることがあれば。

交久瀬課長。

○交久瀬放課後子ども課長 こちらについては、来年度のおやつの関係で事業者とも話をして、どういった内容にしていくかというのをもっと細かく相談していこうということで、確認を取っているのと、内部でも会議を持ちまして、どういったおやつにしていくかというようなことをしていきたいというふうに考えています。

○尾川教育長 ありがとうございます。またよろしく願いいたします。

そのほか、よろしいですかね。

では、これをもちまして質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第 71 号の聴取を終結いたします。

続きまして日程 8、報告第 72 号、「委員会の会議に付した事項の報告について（1）「令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 72 号、「委員会の会議に付した事項の報告について」ご説明いたします。議案書 37 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 4 条第 1 号の規定により、教育委員会に報告するものでございます。

議案書 38 ページをご覧ください。「1. 報告事項」は、「令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果」について。「2. 内容」は、別紙 1 のとおりです。別紙 1 の 3 ページをご覧ください。小学校では、男女とも長座体前屈、50 メートル走において全国平均を上回りましたが、そのほかの種目は全国平均を下回っています。小学校全 8 種目のうち、男子・女子それぞれ 3 種目で大阪府平均を上回りました。

中学校では、男子の 50 メートル走において全国平均を上回りましたが、そのほかの種目は全国平均を下回っています。中学校全 9 種目のうち、男子は 4 種目、女子は 3 種目で、大阪府平均を上回りました。

4 ページをご覧ください。上段は同一集団での比較、下段は同一学年での比較でございます。5 ページをご覧ください。中学 2 年生の記録の比較です。下段は同一学年での比較といたしまして、令和 5 年度と令和元年度の中学 2 年生の記録を比較しており、全ての種目において令和元年度の記録を下回っています。持久走や 20 メートルシャトルランといった持久力が必要な競技の記録が大きく下がっているといった特色が見られました。

6 ページをご覧ください。質問紙と運動能力の相関を調べたものです。「体力の授業が楽しい」と感じているほど体力合計点の平均も高くなっています。

7 ページをご覧ください。上段は、体育・保健体育の授業を楽しいと答えた人と、その理由です。下段は、体育・保健体育の授業をあまり楽しくないと答えた人が今より体育の授業が楽しくなるために求めていることです。「できなかったことができるようになる授業づくり」や「個人に応じた授業の展開」などが実現していくことで、さらに体育の授業が楽しいと思える児童生徒を増やしていくことができると考えられます。8 ページをご覧ください。こちらの調査の比較から、「自分で目標を立てる」、「普段から体を動かしている」ほど、体力テストの点数が高くなっており、体育の授業において自分で目標を立てることや、普段から体を動かしていることが体力向上につながると考えられます。

9 ページをご覧ください。目標意識を持って取り組むには、「できる、分かるようになった」かどうかを児童・生徒自身が振り返ることができることが大切です。ICTを活用することで自分の技を動画で残すことができたり、かつての自分の技と見比べたり、以前の授業の振り返りを読み返すことができたりと、より児童・生徒の「できる、分かる」につながる活用が進められるようになっています。

10 ページをご覧ください。令和5年度体力向上推進研究校である藤阪小学校での取り組みを、11 ページにはその成果を掲載しております。また12 ページには、研究校以外の学校で行われている特色ある取り組みを掲載しています。

今後の予定といたしましては、別紙1「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について」を枚方市ホームページに掲載いたします。

以上、簡単ではございますが、報告第72号の説明とさせていただきます。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。よろしいですか。

私から1つ、12 ページで各学校の取り組みが非常にいろいろと記載されていて、平均で見ると下がっているというところがあるのですが、個別の学校で見ると上がっている学校もあったりということになっていますので、やはりそれぞれで取り組んでいく必要があるのかなというふうには思います。

あと、どうしてもコロナの影響というようにところも多分あったのではないかなとは思いますが、これから各学校でも体力だけではないと思うのですが、全体的に子どもたちの活動が充実するような取り組みをぜひ継続していただければなというふうに思っています。

それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第72号の聴取を終結いたします。

続きまして日程9、報告第73号「委任を受けて執行した事項の報告について（1）教育支援センターへの改称に伴う要綱の改正について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、報告第73号、「委任を受けて執行した事項の報告について」ご説明いたします。議案書39ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により、教育委員会にご報告申し上げるものでござ

います。

これまでの適応指導教室から、教育支援センターへ改称することになった経緯を交えつつ、要綱を改正することになったことを報告いたします。「2. 内容」につきましては、議案書 41 ページ、「枚方市教育支援センター事業実施要綱」をご覧ください。第1条は目的を規定しております。枚方市教育支援センター事業は、何らかの心理的、情緒的、身体的または社会的要因もしくは背景により、登校せず、または登校しなくなるおそれがある小学校の児童及び中学校の生徒（以下「不登校児童・生徒」という。）並びにその保護者に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行うことにより、その社会的自立に資することを目的とするものでございます。

第2条は、事業の内容を規定しております。センター事業として、次に掲げる事業を行うものとします。（1）不登校児童・生徒及びその保護者に対する教育相談に関する事業。（2）不登校児童・生徒に対する学習援助に関する事業。（3）不登校児童・生徒が行う集団活動に関する事業。（4）前3号に掲げる事業を情報通信技術を活用して行う事業。

第3条は、事業の実施場所に関して規定しております。センター事業は、教育文化センターにおいて行います。

第4条は、対象者について規定しております。センター事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する不登校児童・生徒及びその保護者としますが、対象者以外の小学校の児童または中学校の生徒で、センター事業を利用する必要があると認められる特別の事情がある者も対象者といたします。

第5条では、事業の日時について規定しております。センター事業は、次に掲げる日には行わないものとします。（1）日曜日及び土曜日。（2）国民の祝日に関する法律に規定する休日。

（3）枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第2条第2号イからハまでに規定する日（前2号に掲げる日を除く。）、そしてセンター事業は、午前10時から午後3時までの間に行うものとします。

第6条は、利用の申出について規定しております。対象者である保護者は、センター事業を利用しようとするときは、児童生徒課長にその旨を申し出るものとし、申出があったときは、児童生徒課長は、当該不登校児童・生徒の在籍校と協議の上、センター事業の利用の可否を決定するとしております。

第7条では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定めると規定しております。最後に、附則をご覧ください。この要綱は、令和6年4月1日から施行いたします。

43 ページには新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

以上、簡単ではございますが、報告第73号の説明とさせていただきます。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 今詳しく説明いただいたのですが、今回の改称は枚方市適応指導教室設置要綱の名称を変更して、教育支援センターを設置することだったように思いますが、教育支援センター事業実施要綱とした理由について伺いたいと思います。

○尾川教育長 倉田児童生徒支援課長。

○倉田児童生徒支援課長 不登校児童・生徒の支援においては、個々の状況に応じて多様な支援を実施することが必要であり、昨年度から教育政策会議なども通じて、不登校対策の充実のご議論をいただいていたところです。

全国状況と同様に、本市においても不登校児童・生徒数が増加する中、学校復帰に重点を置いた従来の適応指導教室としての支援だけでなく、ICTやメタバース空間を活用し、子どもたちの社会的自立に向けた多様な支援の実現に向けて、今年度様々実証的な取り組みを行ってきたところです。このような経過を踏まえ、事業として実施していた適応指導教室を組織に格上げし、新たに枚方市教育支援センターを設置することをめざして取り組んできたところですが、学校現場の教員不足の中、新たに教育委員会事務局に指導主事を増員するなどの運営体制の充実が困難であったことから、まずは従来どおりの事業ベースでの取り組みを行うこととして、枚方市教育支援センター事業として進めるため、枚方市教育支援センター事業実施要綱を制定することとしたものです。

将来的には、必要な人材を確保した上で、組織化により運営体制を充実させてまいりたいと考えております。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 分かりました。適応指導教室から教育支援センターへの名称変更については、以前から私からもお願いをしていたところです。今年度適応指導教室をいろいろと視察にも行ったのですけれども、ルポではeスポーツ体験や、ICT活用、子どもたちのコミュニケーションを図るという目的でメタバース空間を使った入室の取り組みを実施するなど、多様な支援に取り組まれていることは認識しています。不登校児童・生徒数が増加傾向にある中、教育支援センターの組織的な運営体制の構築が必要であると考えます。

課長からは、将来的には必要な人材を確保した上で組織化による運営体制を充実させてまいりたいと考えておりますとのご回答でした。教育支援センターは市内小中学校の校内ルポへの支援として、センター的な役割や、それから学校との連携も重要になってくると思いますので、包括的な支援体制をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

私から補足で説明をお願いしたいのですが、今の要綱の中の第4条2項の趣旨、対象者以外の特別な事情というところの趣旨、それから第5条2項のセンター事業の時間、午前10時から午後3時までという部分、それから第6条の利用の申出の対象者である保護者が申し出るときのこのあたりの改正の趣旨をもう一度説明をお願いしていいですか。

倉田課長。

○倉田児童生徒支援課長 まず第4条2項、対象者以外の小学校の児童または中学校の生徒でセンター事業を利用する必要があると認められる特別な事情については、例えば家庭内の暴力とかがあつて他市に避難している場合で、枚方市立の小中学校に通っている、その場合でルポを活用する必要がある場合などを想定しております。

次に、第5条2項、センター事業は午前10時から午後3時までの間に行うものとするという部分ですが、今般このセンター事業の実施時間の見直しも行おうということで、利用者の数も調べさせてもらったのですが、本当はもうちょっと遅くまでとかというところも考えたのですが、もう少し早く使えるところも考えたのですが、午前中は使っている子どもの数が非常に少ないというところで、お昼から参加できる子の数が増えてきているというところで、この時間にさせてもらいました。午後の部分も今のところ、午後3時ぐらいまでというところが一番子どもたちが使いやすそうという感想も聞いています。その後はちょっとあまり希望もなかったもので、まずはこの午前10時から午後3時とさせていただきます。

最後に、第6条の対象者である保護者がセンター事業を利用する場合は、児童生徒課長に申し出るという部分ですが、今までは対象である保護者が学校の校長に申し出るという形を採っていたのですが、やはり不登校児童・生徒の中には学校と関係がうまくいかないという場合もございますので、ここは学校ではなく直接児童生徒課長に申し出てもらうと、その上で教育委員会児童生徒課と学校で協議をするという流れに変更させていただきました。

○尾川教育長 ありがとうございます。そういったような形で、これまでどちらかというと適応指導教室といえば、学校にとにかく戻すことだけを目的といったような形になっていたものを、しっかりと保護者と子どもたちのニーズに沿った形に少しでも近づけるようにという形で見直しを行っているというようになるところになります。

あと1点、第5条2項の午後3時までというのは、教育相談の場合は特例でよかったのでしたっけ。

倉田課長。

○倉田児童生徒支援課長 教育相談の場合は、今でも6時頃までやっておりますので、それは続けさせていただきます。

○尾川教育長 ありがとうございます。規定上どこで読むのかというのはまた整理はしておいてもいいと思いますけど、これだけを読むと3時までしかできないような形になってしまっているんで、多分この補則の第7条を使うのだらうと思うのですが、そのあたりはまた整理をして、しっかりと保護者の相談等にも対応できるようにしていただければなというふうに思っています。

そのほか、よろしいでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 いろいろな改定をしていただいて、よく考えていただいていると思うのですが、気になる部分があります。第6条ですが、何らかの問題があったときにやはり窓口って学校に相談するべきかと考える方が多く、倉田課長がご説明していただいた中で学校になかなかない方ということなのですが、児童生徒課の課長にご相談くださいという窓口を広く周知徹底できなかったら、そこにピンポイントで利用申出が出来ないということが起きると思うので、ぜひ周知の仕方を含めてご検討をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。そのあたりは次のところでも説明を併せてお願いしてまいりたいと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、報告第 73 号の聴取を終結いたします。

続きまして日程 10、報告第 74 号「委任を受けて執行した事項の報告について（１）不登校支援ガイドの改訂について」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 74 号、「不登校支援ガイドの改訂について」ご説明いたします。議案書 46 ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 4 条第 2 号の規定により教育委員会に報告するものでございます。今回、適応指導教室から教育支援センターへ改称することを受けて、令和 4 年 10 月に作成しました、「枚方市不登校支援ガイド」も改訂を行いましたので、その概要について説明させていただきます。

議案書 48 ページをご覧ください。なお、令和 6 年度に入り次第、早急に児童・生徒、保護者への配付を行いたいと考え、閲覧される媒体がスマートフォンかタブレットであることを想定したコンセプトで作成しております。まず、幅広い方々が閲覧しやすくなるようにと考え、「枚方市不登校支援ガイド」から「枚方市子どもの居場所サポートガイド」に名称を変更いたしました。また右側には、現在の枚方市の不登校の児童・生徒数の現状や、実際に不登校になった際に保護者がどのように捉えたらよいか等を説明しております。

49 ページをご覧ください。ここでは、児童・生徒の状況に応じて、どのようなサポートを枚方市が行っているかをフローチャート図にして掲載しております。まずは、登校している児童・生徒に対しては、各学校において教室内及び教室外で様々なサポートを実施しております。また、登校していない児童・生徒に対しては、外出したい児童・生徒と外出したくない児童・生徒、それぞれにサポート方法を提示しております。外出したい児童・生徒に対しては、教育支援センター「ルポ」でのサポートをはじめ、公民連携プラットフォームによる居場所づくりやフリースクールによるサポートを、外出したくない児童・生徒に対しては、教育支援センター「ルポ」による訪問指導やオンライン空間を利用したサポートを進めていくことを記載しております。そして、児童・生徒だけではなく、保護者に対しても、学校以外にも様々な相談先があることを知らせております。

50 ページをご覧ください。ほかにも多様な形で子どもの居場所及び相談窓口があることを掲載しております。なお、サポートガイドの記載内容につきましては、児童育成支援拠点事業など、これから始動していくものも含まれているため、随時更新を行ってまいります。

今後の予定といたしましては、令和 6 年 4 月中に枚方市立小中学校へ配信を行うとともに、枚方市ホームページや教育委員会ブログに掲載いたします。また、今回別添として配付しておりますが、いじめについても、どの子にもどの学校にも起こり得ることから、いじめ対応における保護者向けリーフレットを作成しております。学校が入学式や懇談等で保護者に配付し説明することにより、家庭でも活用いただけるように現在作成しているところでございます。こちらも今後枚方市ホームページや教育委員会ブログに掲載する予定にしております。

以上、簡単ではございますが、報告第 74 号の説明とさせていただきます。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 枚方市不登校支援ガイドは、令和4年10月に作成されて、今回の改訂では、名称も「枚方市子どもの居場所サポートガイド」と変更されています。不登校の児童・生徒は年々増加傾向にあり、喫緊の課題であると思います。不登校で悩んでいる児童・生徒やその保護者にどのようなサポートがあるのかを分かりやすく周知する必要があると考えます。どのような点に重点を置き改訂されたのか、改めてお聞きします。

また、このサポートガイドの周知方法について詳しく教えてください。

○尾川教育長 倉田児童生徒支援課長。

○倉田児童生徒支援課長 今回の改定では、居場所がないと感じる子どもたちに、居場所があると伝えられるよう、できるだけ子ども目線での資料となることを意識しています。具体的には、教育委員会で視察された足立区の取り組みを参考に、様々なサポートをフローチャート形式で表示することでサポートガイドを見た児童・生徒、保護者にとって、自分に合ったサポートをより明確に理解できるようにいたしました。また、タイトルについて、不登校支援の文言は残しつつ、「子どもの居場所づくり」としたことで、「不登校が悪いこと」といったニュアンスを避けること、多様な視点のサポートがあることを提示し、児童・生徒、保護者のさらなる安心感につなげることを意識しました。さらに、このガイドを見ることで、各サポートへ二次元バーコードをタップしたり、スマートフォンの場合は電話番号もタップしたりするだけで、容易にアクセスできるように設定したところです。

今後の周知の方法についてですが、まず、令和6年4月中には、各学校へ電子版での配付を行い、児童・生徒、保護者への周知を行います。さらに、9月頃には、子ども未来部が設置準備を進めている「児童育成支援拠点」がラポールひらかたに開設されます。この「児童育成支援拠点」は、子どもの生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供など子どもの居場所を提供する事業ですが、この事業開始に併せて、このサポートガイドを印刷版として発行し、より多くの関係者にPRしてまいりたいと考えております。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。私が見ましても大変見やすく、分かりやすいガイドになっているというふうに感じます。特に二次元バーコードをタップしたり、電話番号をタップしたりするだけで容易にアクセスできるようになれば、知りたいことがすぐにタブレットで見られたり、相談したいところにスマートフォンで電話が繋がったりするなど、今までにない工夫がされているなど感じます。

フローチャート形式での表示は、不登校で悩んでいる子どもたちや、その保護者にそれぞれの状況に合ったサポートが分かりやすい表示になっているというふうに思います。課長からは今後の周知方法については、令和6年4月中に各学校へ電子版での配付を行い、児童・生徒、保護者への周知を行いますとのご回答でした。電子版での配付は紙ベースではできない機能が備わっているようですので、教育委員会のブログに掲載するなど、早めに周知をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 意見ですが、令和5年度末においては、恐らく児童・生徒で約1,000名の不登校がいらっしゃるという現状があり、これは6年度末にはさらに増えている可能性が十分あるというところで、これを見させていただき、革新的に改善して頂いている感想です。子どもの居場所サポートガイドを、電子版で作っていただいている事や、不登校支援ガイドの中で不登校の定義づけ、保護者、ご家族の方々がうちの子はいったいどうなるんだろうと、不登校児童生徒を抱える事は不安とご苦労をお抱えになるご家庭が出てくるということで、それに対する対策として、こういう事ができます。という周知を強く伝えていただいていると感じます。

まずは不登校の状態、定義づけで30日以上と書いていただいていますけども、現実には30日以上をはるかに超えて学校に登校出来ない方が多いわけですが、そこに対し、今の枚方市の現状を周知していただいております、ではどうするのということがチャートの中に示されています、電子版の場合は二次元バーコードをタップすると相談窓口へ飛んでいきますし、これは相談者にとって非常に便利であると感じます。ぜひこれも先ほどと一緒にですけど、どれだけ早く、どれだけ多くの方に均一に情報を共有していただくかということかと思しますので、よろしくお願いします。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。今の点で行くと、具体的に検討していませんでしたけど、例えばプレスリリースを新年度の入学式の頃にするとか、することも検討してみてもいいかもしれません。そうするとより広く案内していただけるということもあるかもしれませんので、そこはまた1点検討をしてみてもらえたらと思います。

それからあと、先ほど倉田課長の答弁の中でも9月頃にもう一度整理するということもありますので、それまでの間に例えばルポに通ってくる子どもたちにもこれをぜひ見てもらって、もっとよくなるということがあるのだったら、やはり子ども目線は本当の子どもに見てもらうのが一番いいと思うので、そういったことも工夫してみて、さらによくなるものにしていってもらえたらと思います。よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして第74号の聴取を終結いたします。

続きまして日程11、報告第77号「委任を受けて執行した事項の報告について（1）次年度のPBLの取り組みについて」を議題とします。説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第77号「委任を受けて執行した事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書51ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により、教育委員会にご報告するものでございます。

議案書52ページをご覧ください。「1. 報告事項」は、「次年度のPBLの取り組みについて」、「2. 内容」につきましては、議案書53ページをご覧ください。令和6年度のPBLの取り組みにつきましては、子どもたちが主体的に学ぶことの意味と、自分の人生や社会の在り方を結びつけ、多様な人との対話を通じて自らの考えを整理し伝える力を育むため、答えが1つではない実践的な課題に対して、子どもたち自身が主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学

習（PBL：Project Based Learning）を全ての小中学校で実施できるよう支援することを目的に「PBLチャレンジネットワーク」を実施します。

取り組みの主な内容は3点です。1点目、「参加校の支援」としまして、PBL有識者による支援、こちらは香里ヌヴェール学院中学校・高等学校、池田靖章校長先生に依頼しています。併せて香里ヌヴェール学院中学校・高等学校への視察、参加校を対象とした指導主事による伴走型支援を計画しています。取り組みを進める中での困り感などを一緒に解決したり、外部人材につなげたりすることで、取り組みの活性化を図ります。

2点目は、「参加校がつながる」仕掛けを構築します。年間8回の参加校同士の交流会では、池田校長にもご参加いただき、各校の取り組みを他校へ広げたり、各校の課題点について参加者同士で解決策を考えたりする機会とします。また、交流会の様子や参加校の取り組みについてはグーグルチャットを活用して発信します。また、PBLに児童生徒が取り組む授業について積極的に公開し、実際の子どもの学びの姿をもとに自校のPBLの取り組み推進につなげます。

3点目は、成果発表の場の提供です。今年度実施した「GIGAフェス【発表・プレゼン型イベント】」を成果発表の場に位置づけ、児童生徒が学習の過程で調べたことをまとめたり、考えたりしたことなどを1人1台のタブレット端末を活用して表現し、プレゼンテーションを行う場を設定します。これら3つの取り組みで、既にPBLの取り組みが進んでいる学校だけでなく、次年度からPBLに取り組む学校も他校の事例を参考にしたり、自校の取り組みをアウトプットしたりしながら取り組みを進めていきます。「PBLチャレンジネットワーク」を通して、市内PBLの取り組みを充実させたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告第77号の説明とさせていただきます。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 58 ページでちょっと細かいのですが、参加校支援のところにPBL有識者による支援ということで、香里ヌヴェール学園の方ということですがけれども、どのような支援を考えておられるのかを伺いたいと思います。

また、先進校視察はいつ頃、どちらの学校への視察を検討されているのか教えてください。

○尾川教育長 井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 支援の内容と視察についてお答えいたします。支援内容につきましては、説明の中にも申し上げました3点について予定しております。その中でも池田校長先生には具体例としまして、子どもたちが探究したことについてアウトプットする方法として何が適切かと、相談があった場合にはヌヴェール学院の実践例を紹介いただくとともに、プレゼンテーションやポスターセッションなどといった適切な方法についてご助言をいただくことなどを想定しています。いずれにしても、学校ごとに取り組むを進める上で壁となることや、悩みは様々かと思えます。学校ごとに必要な支援を受けることができるよう、指導主事が伴走し、有識者へとつないでいくことを考えております。

続きまして視察についてですが、現時点では2学期に香里ヌヴェール学院中学校・高等学校への視察を考えています。ヌヴェール学院の取り組みの特徴は、「生徒が主体的に学びを深

める探究学習」であり、知識の集積だけで終わるのではなく、分析力・批判力・創造力・そして未知なる答えを求める力について、探究学習を通して養うというところにあります。そのような取り組みを本市の各学校でも展開することで現実の課題解決につながるような実践的なPBLとなることを目的に実施するものです。

○尾川教育長 植田教育研修課長。

○植田教育研修課長 教職員研修に関わる部分についてご説明いたします。教育研修課が実施する教職員研修「プレゼン力向上研修」では、夏季休業中に常翔学園中学校・高等学校を会場に実施し、常翔学園中学校・高等学校がPBLに取り組む様子を紹介いただくとともに、PBLのための学校施設・設備等の見学を行うことを予定しています。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 有識者による支援、先進校への視察についてよく分かりました。ありがとうございます。2月のGIGAフェス 2023 in ひらかた万博では、小倉小学校や氷室小学校、東香里小学校、東海大学附属大阪仰星高等学校中学部、第一中学校がプレゼン発表をし、私もウェブで参加しました。各学校の発表はそれぞれ特徴があり、プレゼンテーションも大変よかったというふうに思いました。第一中学校は、企業からのミッションを解決しようと企画書の作成からプレゼンまで中学生が考えた斬新なアイデア・企画にはすばらしい発想があり、とても感心したことを今でも覚えています。PBLは論理的思考力が鍛えられる、知識が定着しやすい、行動力が高まる、表現力が豊かになる、情報活用能力が身につくなど、多くのメリットがあると言われています。

また、今回のPBLチャレンジネットワークは、枚方市教育大綱が掲げる「夢と志を持ち、可能性に挑戦する枚方のこどもの育成」という枚方市の教育理念の実現にもつながるものであると期待しています。子どもたちや学校のチャレンジを応援・支援していただくよう今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

普通の授業と言ったらおかしいですけど、通常の授業もこのPBLを活用してさらに一斉指導からの脱却というようなことも含めて、またそういった取り組みを進めることで先ほどの不登校の子どもたちの話にもつながってきますけども、いろいろな子どもの居場所にもつながってくるということにもなると思いますので、しっかりと取り組みを進めていただきたいのと、あとはどうしても形ばかりにこだわってしまうような場面も出てくることはあると思うので、絶対にそれが悪いとは思わないですけど、やはり探求というのは子どもたち一人ひとりの活動をいかに充実させていくかということで本当の学びにつながっていくということになると思いますので、そのあたりも意識しながら、これも答えが1つではなくて、それぞれの学校の取り組みを含めて実践と研究を行ったり来たりする中でより高めていくということになると思いますので、ヌヴェールともしっかりと連携しながら先ほど谷元委員がおっしゃったように、しっかりと取り組みにつなげていってもらえたらなというふうに思います。

それでは、以上をもちまして報告第77号の聴取を終結いたします。

続きまして日程12、報告第78号「委任を受けて執行した事項の報告について（1）令和4・

5年度授業の達人養成講座、授業マイスターの認定について」を議題とします。説明を求めます。
新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告 78 号、「委任を受けて執行した事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書 55 ページをご覧ください。本件は教育長に委任する事務等に関する規則第 4 条第 2 号の規定により、教育委員会にご報告申し上げるものでございます。

議案書 56 ページをご覧ください。報告事項は、令和 4・5 年度授業の達人養成講座、授業マイスターの認定について、内容は 57 ページに記載のとおりでございます。「授業の達人ロードマップ」をご覧ください。令和 5 年度の 4 月に学校へ通知した「授業の達人ロードマップ」に示すステップ 1 の段階は、2 月の最後の研修をもって終えました。ステップ 2 の「市のマイスター認定」のため、教育研修課課長、教育指導課課長、教育研修課の指導主事 3 名、計 5 名で構成する授業マイスター認定委員会を設け評価を行いました。「評価要素」については大きく分けて 3 点あります。1 つ目は「授業力」、2 つ目は「教員としての資質」、3 つ目は「教職員の中核としての資質」となります。評価材料は、研究授業、授業参観記録による授業評価、校長による報告書、推薦書、ヒアリングをもとに評価しています。

議案書 58 ページをご覧ください。「令和 4・5 年度 授業マイスター認定者一覧」でございます。評価要素 3 要点を総合的に判断し、今回 20 名が認定となりました。小学校 13 名、中学校 7 名となります。明日 3 月 27 日に認定式を行い、次年度は授業マイスターの学びを市内学校園に広めることをもって、枚方市の子どもたちの確かな学力を育成し、生きる力を育むよう発信していきます。

以上、簡単ではございますが、報告第 78 号の説明とさせていただきます。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 1 点お聞きしたいのですが、今説明がありました 58 ページの授業マイスター認定者一覧ですが、その最後に認定期間は、令和 6 年 4 月 1 日より令和 9 年 3 月 31 日までとなっています。これは認定が終了するというのでしょうか。お伺いします。

○尾川教育長 植田教育研修課長。

○植田教育研修課長 これにつきましては、認定が終了するというものではありません。授業マイスター認定を継続する場合は、3 年目となる年の間に更新申請が必要となります。更新申請に当たっては、授業参観、校長ヒアリング等を行い、認定委員会において認定された者が新たに 3 年間授業マイスターとして継続となります。認定委員会において不認定となった場合は、研修の再受講が必要となります。以上です。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 分かりました。授業マイスターの認定には、専門的な研修や実践報告、研究授業、教材研究等を通して授業設計力や授業指導力、子どもの理解力、集団指導力というのを身につけるための講座ですね。養成講座を 2 年間、合計 24 回受講すると、その必要があるというふうにお聞きしていますが、今回 20 人の授業マイスターが認証されました。20 人の授業マイスターの

方々は教員として学び続ける向上心とか、使命感とか責任感、あるいは子どもに対する愛情にあふれた先生たちであるというふうにも報告を受けています。授業マイスターの認証を受けることで、さらにモチベーションを高め、他の教員の手本となり、授業改善に向けてもそうですけれども、授業の達人に向けた実践に取り組んでいただきたいというふうに変えております。引き続き授業マイスターの方々への指導・支援をよろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今ロードマップにありますように、マイスターの認定を受けてからもこれからが達人に向けての長い道のりがあるような雰囲気になっていますけれども、始まっていきますので、ぜひいろいろな授業公開も含めて谷元委員からありましたけれども、さらなる研さんをしていただいて、将来的にはここで指導教諭になるような達人の方の育成につなげていくような形で、ぜひ市内のこの授業の在り方もよりよくなっていくような形でサポートをお願いできればなというふうに思ひます。

それでは、以上をもちまして報告第 78 号の聴取を終結いたします。

それでは日程 13、議案第 29 号「教育長の辞職に同意することについて」を議題としますが、本件は私の一身上に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、私は除斥の対象となります。したがって以降の議事は、同法第 13 条第 2 項の規定により、職務代理者の谷元委員に進行をお願いし、私は退室させていただきます。

それでは谷元委員、よろしくお願いいたします。

(尾川教育長 退室)

○谷元委員 それでは、ここからは職務代理者として私が議事を進行いたします。説明を求めます。
今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第 29 号「教育長の辞職に同意することについて」ご説明申し上げます。議案書 59 ページをご覧ください。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「1. 内容」でございますが、60 ページをご覧ください。令和 6 年 2 月 29 日付けで尾川教育長から提出された辞職願を添付しております。この辞職願は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定により、教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができることを受けて、尾川教育長から教育委員会宛てに提出されたものでございます。

なお、市長に対しましても同日付けで辞職願が提出されており、3 月 4 日付けで既に同意を得られております。

以上誠に簡単ではございますが、議案第 29 号「教育長の辞職に同意することについて」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○谷元委員 ありがとうございます。

それでは、本件について何かご意見等はございますか。

特にご意見はないようですので、これから議案第 29 号を採決します。尾川教育長の辞職に同

意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元委員 ご異議なしと認めます。尾川教育長の辞職に同意することに決しました。

それでは、尾川教育長に入室していただきます。

(尾川教育長 入室)

○谷元委員 先ほど採決を行い、尾川教育長の辞職に同意することに決しましたので、お伝えいたします。

○尾川教育長 ありがとうございます。私の辞職に当たりましてのご挨拶につきましては、この後、教育長報告の中でお時間をいただきたいと思いますので、一旦議事を進めさせていただきます。

それでは続きまして、日程 14、報告第 66 号「委員会の会議に付した事項の報告について（1）生徒指導について（令和 5 年 4 月 25 日報告分①）」を議題としたいと思いますのですが、本件から日程 20、報告第 76 号までにつきましては、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号、6 号及び 7 号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。それでは、報告第 66 号から報告第 70 号まで、報告第 75 号及び第 76 号については非公開といたします。

これに合わせまして、日程 21、教育長報告を日程 14 に繰り上げて次の議題とし、元の日程 14 から 20 までをそれぞれ日程 15 から 21 に繰り下げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ここで、定例会は休憩といたします。休憩中の時間を使って、教育委員会協議会を行います。

(休 憩)

○尾川教育長 ただいまから定例会を再開いたします。

それでは日程 14、「教育長報告」を行います。

先ほどご可決いただきましたが、このたび私は文部科学省に帰任することとなりまして、3 月 31 日付けをもちまして、枚方市教育長を辞職することとなりました。このため、本日の教育長報告につきましては、議題の順番を変更させていただいたところです。

本日はまず、教育委員さんのこの 1 年間の所感も含めた活動状況の報告をいただきたいというふうに思います。また橋野委員におかれては、3 月末をもって任期満了で退任されますので、併せてご挨拶もいただきたいなというふうに思っております。

最後に、私からご挨拶をさせていただきたいなというふうに思います。

まず、谷元委員からよろしくお願いいたします。

○谷元委員 初めに教育委員の活動報告をしたいというふうに思います。3 月 1 日に開催された東香里小学校の探求学習の取り組みについて報告します。東香里小学校では、探求学習を TED と呼んでおり、「壁を超え、未来をつくる共創アクション 2023」と題し、今年度が 2 回目の取り

組みだそうです。もともとTEDはテクノロジー・エンターテインメント・デザインの略で、世界的に有名なカンファレンスとオンラインプラットフォームのことを指しています。東香里小学校ではこのTEDのことを「とてもええで」と略して、子どもたちにも親しみやすいようにしていました。東香里小学校では子どもが自ら考え協働し、支える力の育成をめざして年度初めに年間の目標やテーマを決め、それに向かって様々な活動を行っています。当日は全児童が体育館に集まり、1年生から6年生まで学年やクラスで選ばれた児童がグループや個人で発表しました。私は後半の2年生・4年生・6年生の発表を参観しました。2年生は、「これまでの私、これからの私、町の人からもらったすてきな思い」というテーマでした。枚方警察の人やサッカーのコーチ、デザイナー、安全監視員さん、消防士、マクドナルドの店員さんなど、たくさんの人にインタビューをして、学んだことから自分はどうか生きるのか、自分の将来の夢や希望を決意として発表しました。

4年生は、「未来をつくろうプロジェクト」をテーマに、自分が考える世界の課題をSDGsの18番に入れることを提案していました。パワーポイントを駆使し、身ぶり手ぶりを加えながら自分の考えをプレゼンしました。日本では人に迷惑をかけないようにすることはよいこととされているが、インドでは人に頼ってもいい、頼っている人を助けようという考え方を提言した児童もいました。

6年生は、「未来を拓く私たちの幸福論」をテーマに、世界平和や地球温暖化、未来の枚方市、誰もが笑顔で輝ける終わりのない未来をつくるため、環境やエネルギーなど、皆で世界中の問題を解決しようと提言しました。6年生は2月22日のGIGAフェス2023 in ひらかた万博のプレゼン型イベントでも発表しています。東香里小学校の探求学習の発表は、とても小学生とは思えないぐらい説得力があって、素晴らしい取り組みで大変感心させられました。

次に、1年を振り返って所感を述べたいと思います。今年度を振り返りますと、昨年の5月に新型コロナが5類に移行したことで、コロナ前の日常が少しずつ戻ってきたことが実感できました。昨年6月の小学校合同音楽会では、子どもたちの美しい歌声が会場に響き渡り、感動して涙が出そうになりました。

また、10月には運動会にも出席し、元気な子どもたちの演技や競技を見ることができ、たくさんの保護者の方や地域の方、来賓の方々が参観に来られていて、運動場が大勢の人であふれるぐらいでした。運動会を通して学校と地域、保護者が一体となった地域とともにある学校を実感することができました。

小学生スポーツカーニバルや、漢字をテーマに思いを伝える作文コンクール、GIGAフェス2023 in ひらかた万博など、枚方市教育委員会主体の行事が盛大に行われたことも大変有意義でよかったと思っています。

今年度はたくさんの学校を訪問視察したことで感じたことは、子どもたちがタブレットを活用し、主体的に学習に取り組むようになった姿です。個別最適な学びと協働的な学びの実現、教師主体の一斉授業からの脱却、教えから学びへの転換という学力向上のビジョンの実現に向け、授業改善が着実に進んでいると実感できました。来年度は先ほどありましたようにPBLにチャレンジする学校をサポートするPBLの取り組みが定例会でも報告、承認されました。枚方市教育

大綱の理念である「夢と志を持ち、可能性に挑戦する枚方のこどもの育成」を実現するための取り組みとして大変期待をしているところです。いじめや不登校、不登校児童生徒数の増加、支援教育や教育環境の充実、働き方改革、教員の人材不足等の課題が山積している状況ではありますが、来年度も教育施策を総合的かつ計画的に進め、具現化を図りながら枚方の教育がさらに進むよう頑張ってもらいたいというふうに思っているところです。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

では、次に近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 令和6年の新年度に向けまして、過日の11回校長会では、「学校園における管理運営の指針案」も示され、3月卒業式、あるいは来月の4月には入学式と等多忙な時期となっていることと思います。

この「学校園における管理運営の指針」の重要ポイントの基となる教育大綱改正案につきましても、年初の総合教育会議で意見交換をし、昨年末の総合教育会議でも小学校の給食無償化、あるいはフリースクール等の活用支援、あるいは学校の働き方改革、あるいはいじめ・不登校対策等のテーマについても意見交換がございました。前述の年初の総合教育会議では、現況に合わせた教育大綱についても適時進捗を定期的に確認することも意見交換されたと記憶しております。教育大綱は、「枚方市教育振興基本計画」に反映されており、要点は先ほども述べられましたが、一斉授業から個別最適な教育への移行の手法としてのPBL（課題解決型教育）や、開かれた学校園に関しては、学校ブログのさらなる積極的活用をお願いの旨もうたい込まれており、いじめの防止、早期解決における本市の取り組みを学校園、教育委員会、市長部局が一丸となって連携解決に当たることの文言も追加されております。不登校の防止、早期解決も学校復帰以外の選択肢も広く周知させる観点から内容の改めも入っております。この教育大綱へのパブリックコメントも3週間程度でございましたけれども、54件の市民のご意見をいただいております。多くは「支援教育の充実」に関してで、文中の文言表現から、あるいは人員の確保におけるダブルカウントに関しても非常に意見が多かったというように感じております。また、令和4年4月の文科省の通知に関しても枚方市のモデルの継続を熱望する声もありましたが、これに関しても現在諮問しております支援教育充実審議会からの答申を得て、また再議論になるのかなというように想定しております。

結びに、パブリックコメントを拝読して感じたことは、特に決定し実施していることを含め、あるいは検討課題へ向かう姿勢においても進んでいる方向を含め、市民に周知をさらに進める必要性を感じました。様々なご意見においても教育に熱心な市民の皆様からの叱咤激励というように捉えまして、期待に応える教育行政のさらなる進化をめざす思いを強く感じる次第でございました。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

中西委員、お願いいたします。

○中西委員 先月、校長先生に向けて講演をさせていただきました。人生の先輩方の前で話すこと

はあまりないので緊張しましたが、いじめを受けた時の話や、それを通して学んだこと、得意なことや好きなことを持つことは心の支えになる、得意不得意もどの人にもあるので、得意なことをさらに伸ばしていけるように子どもたちや先生方に声かけをしてあげてくださいとお話をさせていただきました。先生方のお役に立てたかどうか分かりませんが、今後も微力ながら私にできることをしていきたいと思っています。

今年度はコロナが明け、子どもたちがマスクなしで過ごす姿が見られ、表情もよく分かり、学校訪問に行っても日常を感じることができてとてもよかったです。

卒業式では告辞を読ませていただきました。目を輝かせて飛び立つ児童・生徒が言葉や歌で先生や家族に感謝を述べる姿、とても感動しました。

今年度は教育長表彰の規程ができ、たくさん児童・生徒が表彰されました。人命救助やスポーツなどで優秀な成績を収めた児童・生徒、今後もよりたくさんの方々が表彰されることを願っています。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

橋野委員、お願いします。

○橋野委員 1年間の所感としましては、前年度は小学校 19 校、中学校 11 校の訪問に対し、今年度は小学校 27 校、中学校 13 校に訪問させていただきました。その後が気になり、同じ学校に何度も訪問させていただいたこともありました。コロナ禍で行動制限があり、思うように活動できない期間を思うと、今年度もたくさんの学校訪問をさせていただきました。

8年間の長きにわたり、教育委員として活動させていただきましたが、初めは誰に何を聞いたらいいのか、何が何だか分からない、何が分かっているのかさえ分からない状態でした。ですが、たくさんの優しい方々との出会いが待っていました。平成 28 年 12 月には、香里小学校の 2 年生の生活科の「冬を探しに行こう」の単元でタブレットを使い、カメラで撮影して大型テレビに写真を映して、見つけた冬を発表するという授業を 8 年前に既に見させていただいたり、平成 29 年 1 月には、和歌山県有田市宮原小学校に OJT 授業を視察させてもらい、また 7 月には枚方教育フォーラム、市制施行 70 年記念事業として枚方市市民会館で明治大学教授の齋藤孝さんの人間関係をつくるコミュニケーション力の講義で、言葉の力で人を引きつける力を目の前に体感させてもらいました。私は、毎年中央図書館で開催される「こころをつたえよう！ひらかた朗読大会」に、コロナ禍では中止となっていました。主催者としていつも参加させていただきました。同じ学校の同じ学年から多数で発表してくれた児童がいるときは、どんな学校生活を送っているのかと校長先生にお願いして訪問させていただいたこともあり、訪問した際は朗読してくれた児童たちが元気よく挨拶をしに来てくれ、教室は何とも温かい雰囲気の中で先生も児童もきらきらしていました。人前で表現をするすばらしさ、相手の人に伝える力、学校以外の場所でチャレンジをする楽しさを体験できる場の提供だと思います。これからもしっかりとアピールして経験の場として続けてほしいと思います。全ての子どもたちに本物に触れる様々な体験をこれからも提供していけるようよろしくお願いします。好きなことを見つけられるきっかけになってほしいと願います。

またの当時教育研修課、木村課長に頼んでたくさんの研修も一緒に受けさせていただいたり、また鈴木課長に代わられたときはタブレットの活用に当たり、コアメンバーの活動を教育文化センターで一緒にリモート会議を拝見させていただいたりしました。それぞれ手探りでもチャレンジして前進してもらえているから今があると思います。平成30年6月18日、大阪府北部地震があり、9月4日には台風21号が来て、皆さん怖い思いをしたと思います。学校もたくさんの校舎がひび割れや雨漏り、室外機の故障など悲惨な状態になりましたが、何とか直してもらった後、今度は平成31年12月に中国でコロナの感染が出て、行動制限、マスクの着用が始まりました。全て経験です。そのときにどう次に生かせるか、どう吸収していくかが大切だと思います。枚方の教育にはたくさんのすばらしい先生方がおられ、教育委員会にもすばらしい方々がたくさんいます。皆さんの力を合わせてください。これからも枚方の教育の発展を陰ながら応援しています。皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈りします。

8年間、ありがとうございました。

○尾川教育長 長きにわたってありがとうございました。

○橋野委員 ありがとうございます。

○尾川教育長 最後は私で、改めてこのたびは本当に文科省に帰任することになりまして、先ほどもご可決いただきましたけれども、3月31日をもって辞職ということとなりました。令和4年4月から2年間という短い間でしたけれども、本当にお世話になりました。このコロナ禍で着任したということもありまして、昨年5月にはコロナ対策も変更となって、様々な場面で子どもたちが活躍する場面を見ることができて本当によかったなと思っています。

一方にあるロシアによるウクライナ侵略ですとか、イスラエルのガザの情勢とか、能登半島地震とか本当に日々の平和ですとか人権について改めて意識せざるを得ないような状況もあって、本当に教育って何だろうなというふうに考えさせられる日々だったなと思っています。

また、先ほど来、谷元委員からも何度もお話しいただいておりますけども、枚方市の教育の「夢と志を持って可能性に挑戦する枚方のこどもの育成」という教育理念のもとで、一斉指導からの脱却をめざした各学校の取り組みが徐々に進展して、個別最適で協働的な学びを通じて主体的・対話的で深い学びの実現というふうに向けて進んできているなというふうに感じております。

また、誰一人取り残されない教育の実現ということで支援教育の充実ですとか、いじめ対策、不登校への対応という取り組みを進めてこられたなと思っています。そのほかにも1人1台端末の更新ですとか、部活動の地域移行、学校の働き方改革、それから総合型放課後事業、コロナ対策をはじめとした学校保健、就学援助、民間を活用した水泳授業、禁野小学校の新築に向けた取り組み、中学校の全員給食に向けた取り組み、市駅前図書館の準備など、本当に各課が取り組みをしっかりとやっていただいたなと思っています。

本当に教育委員の皆様のお力をお借りしながら、また事務局の岩谷副教育長以下、関係の部課長、各課職員に獅子奮迅の取り組みをしていただいたなということで、枚方市の教育を一步ずつではありますけども、着実に前に進めることができたのではないかなというふうに思っております。

また、各学校でも、校長先生が自分の学校の現在地を踏まえて、子どもたちのより良い教育の

ために真摯に取り組んでいただけたということに感謝しております。

私自身も学校訪問ですとか校長面談を通じて、子どもたちの実態ですとか、先生方が日々どのような思いで目の前の子どもたちの教育に取り組んでいるのかというようなことで、本当に多くの学びがありました。また、子どもたちだけでなく、先生方のポテンシャルも高いなというふうに感じます

今後も枚方市の教育理念の実現をめざして、そして子どもたちがよりよい社会のつくり手となることをめざして取り組んでいかれることを期待しております。

私の後任につきましては、市長において人選中ということで、当面の間教育長が不在となります。これに伴いまして、谷元教育長職務代理者に事務を行っていただくこととなります。岩谷副教育長以下事務局でしっかりと谷元委員を支えていただければなというふうに思っております。

また帰任後も、枚方市の応援団としてサポートの引継ぎをしていきたいなというふうに思っておりますので、引き続きまたよろしく願いいたします。

改めて2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、続きまして日程 15、報告第 66 号「委員会の会議に付した事項の報告について（1）生徒指導について（令和5年4月 25 日報告分①）」を議題とします。以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

（ここから非公開部分）

（ここまで非公開部分）

ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に附議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和6年第3回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署 名

(教育長) 尾川 正洋

署 名

(教育委員) 近藤 孝
